

広島市配偶者等からの暴力の防止及び
被害者支援基本計画

平成 22 年(2010 年)5 月

平成 28 年(2016 年)3 月変更

広 島 市

目 次

序章	計画の見直しに当たって	1
1	計画の見直しの経緯	1
2	計画の見直しに当たっての考慮事項	1
3	計画の体系の見直し	2
4	重点的に取り組む項目	4
第1章	計画の策定に当たって	5
1	計画策定の経緯及び見直しの趣旨	5
2	計画の位置付け	5
3	計画の期間	5
第2章	計画の基本的な考え方	6
1	基本理念	6
2	基本目標	6
3	施策体系	8
第3章	各施策について	10
○基本目標1	配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成	10
1	教育・啓発の推進	10
2	通報や相談窓口に関する情報提供	11
3	加害者更生に関する取組	13
○基本目標2	被害者への相談支援の充実	14
1	相談支援の充実	14
2	相談機関相互の連携強化	16
3	相談員等の資質向上及び研修の充実	16
○基本目標3	被害者の保護体制の充実	18
1	被害者の安全の確保	18
2	保護命令制度への対応	19
○基本目標4	被害者の自立支援の充実	21
1	住宅の確保に向けた支援	21
2	就業に向けた支援	22
3	経済的支援等の生活支援	23
○基本目標5	関係機関との連携の強化	25
1	DV対策関係機関の連携強化	25
2	児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化	26
3	支援制度等の充実	27

参考資料

1	配偶者、交際相手などからの暴力相談等の現状……………	29
2	配偶者、交際相手などに対する暴力などに関する実態等……………	31
3	広島市男女共同参画審議会の審議状況等……………	45
4	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律……………	49
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための 施策に関する基本的な方針（概要）……………	61

1 計画の見直しの経緯

本市では、配偶者等からの暴力（以下「DV」という。）（※1）の防止及び被害者の支援を図ることを目的として、平成22年（2010年）5月に「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」（計画期間：平成22年度（2010年度）～平成32年度（2020年度）、以下「DV防止計画」という。）を策定し、この計画に基づき諸施策を推進してきました。

DV防止計画では、計画策定後の社会情勢の変化や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）の改正等を踏まえ、計画期間の中間年である平成27年度（2015年度）に見直しを行うこととしており、このたび見直しを行うものです。

2 計画の見直しに当たっての考慮事項

(1) 社会情勢の変化に伴う課題への対応

全国的にもDV相談は一貫して増加しており、それとともに、様々な課題が顕在化しています。中でも、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力や、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（以下「デートDV」という。）を原因とした凶悪事件の発生が深刻な社会問題になっており、特に若年層におけるデートDVについては、早急な対応が必要となっています。

また、加害者から避難している被害者の住所が加害者に知れたことが凶悪事件の一因となったケースもあり、被害者の情報保護の徹底が求められています。

(2) 国の動向等への的確な対応

DV防止計画の策定以降、国において、DV防止法の適用対象を拡大する法改正を行うなど、DV防止の制度及び施策は充実してきました。

平成26年（2014年）1月施行のDV防止法の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても、配偶者からの暴力に準じて、法の適用対象となりました。

そして、平成26年（2014年）10月に一部改正された国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）においても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について基本方針の内容を準用するとともに、基本方針の見直しに合わせて、市町村の基本計画を見直すことが必要であるとされました。

また、デートDV対策として、国において地方公共団体等における好事例の収集及び情報提供に努めるとともに、若年層を対象とした啓発活動の重要性について、若年層と日常的に接することが多い教育関係者の理解を促進するための周知に努めることとしています。

さらに、被害者が経済的に安定した生活を営むためには、被害者一人一人の状況に応じたきめ細やかな就業支援を行うことが極めて重要であり、配偶者暴力相談支援センターにおいて、公共職業安定所、職業訓練施設、母子家庭等就業・自立支援センターと連携して、事案に応じた支援が適切に行われるよう、国において関係機関に対する周知に努めることとしています。

また、広島県においては、平成 23 年度（2011 年度）に策定した「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第 2 次）」の 5 年間の計画期間が終了することに伴い、これまでの取組や課題を整理して、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間の基本計画（第 3 次）を策定することとしています。

(3) 本市のDV対策の現状と課題への対応

本市では、平成 21 年（2009 年）12 月に開設した広島市配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談センター」という。）を中心に、DV防止計画に基づいて諸施策を推進してきました。本市における相談件数は、DV防止計画策定前の平成 21 年度（2009 年度）の 899 件から、平成 26 年度（2014 年度）には 980 件に増加しています。そして、DV防止法の適用対象外となっているデートDVに関する若年層からの相談も増えてきています。

また、被害者が安心して社会生活を営むための支援に関して、当面の課題である住居の確保、生活保護などの支援については、関係機関との連携がある程度進み、円滑に行われていますが、その先の就業に向けた支援については、DV相談センターと関係機関との連携がまだ十分にできていない状況にあります。

さらに、DV世帯の状況も、被害者が障害者や高齢者である、加害者がアルコール疾患や認知症である、世帯内に介護が必要な高齢者がいる、子どもが自閉症や不登校であるなど、多様化しており、支援に当たっては、多角的な視点と関係機関との一層の連携強化が必要となってきています。

このため、被害者にとって更に利用しやすく効果的な支援となるよう、連携する関係機関が被害者の状況や支援制度等の情報を共有し、被害者の目線に立った切れ目のない支援を行うとともに、支援制度等の充実を図る必要があります。

このほか、DV相談センターで行う相談の中で、DVと関連するストーカー行為の事案についても、警察や県婦人相談所と連携して、被害者の安全確保をしていく必要があります。

3 計画の体系の見直し

「2 計画見直しに当たっての考慮事項」を踏まえ、次のとおり計画の体系を見直します。

(1) ワンストップサービスの推進

「ワンストップサービスの推進」は、DV防止計画の基本目標 4「被害者の自立支援の充実」の中の「3 経済的支援等の生活支援」に位置付けられていますが、被害者の負担軽減を図るためには、経済的支援等の生活支援のみならず、相談から自立に至るまで、全てのDV対策関係機関が連携して、一連の支援を円滑に行っていく必要があります。

このため、「ワンストップサービスの推進」を基本目標 4 から基本目標 5「関係機関との連携の強化」に位置付け、具体的施策の表題を「(2) 円滑な支援の推進」とします。

(2) 苦情処理体制の確立

「苦情処理体制の確立」は、DV相談センターの設置以降、対応事例が蓄積され、適切に運用されていることから、今後は、適宜、被害者から意見を聴き、それを基に支援制度等の充実を図ることとし、基本施策及び具体的施策の表題を「3 支援制度等の充実 (1) 被害者からの意見聴取」とします。

見直し前	見直し後
基本目標4 被害者の自立支援の充実 1 住宅確保に向けた支援 2 就業に向けた支援 3 経済的支援等の生活支援 (1) 経済的支援 (2) 医療・年金に関する支援 (3) その他の生活支援 <u>(4) ワンストップサービス化の推進</u> (見直し後 基本目標5-1-(2)) (5) 各種福祉制度の活用の推進 (6) 市民による被害者支援活動の推進 基本目標5 関係機関の連携の強化 1 DV対策関係機関の連携強化 (1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充 (医療関係者、公共職業安定所など) 2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化 <u>3 苦情処理体制の確立</u> <u>(1) 迅速かつ適切な処理</u> (2) 関係機関の情報の共有化	基本目標4 被害者の自立支援の充実 1 住宅確保に向けた支援 2 就業に向けた支援 3 経済的支援等の生活支援 (1) 経済的支援 (2) 医療・年金に関する支援 (3) その他の生活支援 (4) 各種福祉制度の活用の推進 (5) 市民による被害者支援活動の推進 基本目標5 関係機関の連携の強化 1 DV対策関係機関の連携強化 (1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充 (医療関係者、公共職業安定所など) <u>(2) 円滑な支援の推進</u> (見直し前 基本目標4-3-(4)) 2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化 <u>3 支援制度等の充実</u> <u>(1) 被害者からの意見聴取</u> (2) 関係機関の情報の共有化

4 重点的に取り組む項目

「2 計画の見直しに当たっての考慮事項」を踏まえ、次の項目について重点的に取り組みます。

(1) 若年層におけるデートDVの防止

交際相手からの暴力が社会問題となり、DV防止法が改正されましたが、デートDVは法の適用対象外のままであること、さらに将来のDVにつながりやすいという側面もあり、DV防止の観点からも早急な対応が必要であることから、これまで啓発が十分に行われていない若年層のデートDVの防止について、重点的に取り組みます。

(2) 就業支援の充実

被害者が経済的に安定した生活を営むためには、就労することが前提となることから、マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にして、就業支援を充実させます。

(3) 関係機関との連携強化

被害者の負担の軽減を図るとともに、世帯の状況に応じ、相談から自立に至るまで、切れ目のない支援を行い、効果的な支援策を実施するために関係機関との連携を強化します。

(4) 支援制度等の充実に向けた被害者からの意見聴取

被害者から意見を聴き、それを基に、関係機関とともに支援制度等の充実を図ります。

※1 配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）

- ◆ この計画の「配偶者」とは、DV防止法の適用対象と同義としており、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活の本拠を共にする交際相手を含みます。また、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）や、生活の本拠を共にする関係を解消後に引き続き暴力を受ける場合も含みます。
- ◆ この計画では、「配偶者」に加えて、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力（デートDV）も、配偶者等からの暴力（DV）として定義します。
- ◆ この計画の「暴力」とは、DV防止法の定義と同義としており、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力や性的暴力など）を指します。
- ◆ こうしたことから、計画の名称を、「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」に変更します。

1 計画策定の経緯及び見直しの趣旨

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄いという傾向にあることから、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

このため、DVの防止及び被害者の保護を図ることを目的に、平成13年（2001年）4月、DV防止法が制定され、平成19年（2007年）7月の第2次改正では、保護命令制度の拡充に加え、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定とDV相談センターの設置が、市町村の努力義務となるなど、市町村に対し、DV防止施策のより一層の充実が求められることとなりました。

また、配偶者間だけでなく、交際相手からの暴力も非常に深刻な問題となっています。

これらの問題に対応するために、本市では、平成22年（2010年）5月にDV防止計画を策定しました。

DV防止計画では、計画策定後の社会情勢の変化やDV防止法の改正等を踏まえ、計画期間の中間年である平成27年度（2015年度）に見直しを行うこととしており、このたび見直しを行うものです。

2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づき、国の基本方針に即し、広島県の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を勘案して策定する市町村計画とします。

なお、デートDV対策の重要性を考慮して、デートDVに関する施策についても記述しています。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成22年度（2010年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

1 基本理念

配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して

誰もが自分らしく伸びやかに生きるためには、一人一人の人権が尊重されることが重要です。

DVは被害者の人権を侵害するものであり、広島市男女共同参画推進条例の基本理念の一つである「男女の人権尊重」に反する行為です。

このため、DVを許さない社会及びDVを受けた被害者が適切な保護・支援を受けることができ、安心して暮らすことのできる社会を目指すことを基本理念とします。

2 基本目標

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVを根絶するためには、家庭や地域、職場などあらゆる場において、DVは単なる夫婦喧嘩とは異なり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという理解を進める必要があります。さらに、DV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。こうしたことから、DVやDV防止法などについて、市民に広く啓発するとともに、若年層に対する啓発及び教育に努めます。

また、被害者を発見した場合、警察やDV相談センターに通報や相談を行うよう、市民や医療関係者等に啓発を行い、DVを早期に発見し、被害者に適切な対応が行えるよう取り組みます。

このほか、国の加害者更生に関する調査・研究等の情報収集に努めるとともに、国や広島県と連携しながら、まずは加害者であることを気付かせるための啓発や、更生に向けた医療機関等の受診に関する広報等の取組を推進していきます。

【施策の方向性】

- ア 教育・啓発の推進
- イ 通報や相談窓口に関する情報提供
- ウ 加害者更生に関する取組

(2) 被害者への相談支援の充実

被害者からの相談に迅速かつ的確に対応するため、DV相談センターの相談支援等を充実するとともに、相談機関相互の連携を強化します。

また、相談員の技術向上や窓口業務に携わる職員の研修などの充実に努めます。

【施策の方向性】

- ア 相談支援の充実
- イ 相談機関相互の連携強化
- ウ 相談員等の資質向上及び研修の充実

(3) 被害者の保護体制の充実

身に危険が迫り、避難が必要な被害者に対し、緊急に安全の確保を行う必要があります。このため、被害者の状況に応じ、意思を尊重した上で迅速な一時保護が行われるよう同行支援等を行うとともに、一時保護につなげるまでの宿泊等を含む緊急時の安全の確保を行います。

また、被害者の保護の観点から被害者の情報管理の徹底を行います。

さらに、保護命令制度の利用についての情報提供や助言、書類作成の援助などを行います。

【施策の方向性】

ア 被害者の安全の確保

イ 保護命令制度への対応

(4) 被害者の自立支援の充実

被害者が安心して社会生活を営むに当たり、安全な住居の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題等、様々な問題に直面します。このため、住宅の確保や就業に向けた支援、生活費等の経済的支援など、相談から経済的にも安定した生活が営めるようになるまで切れ目なく、幅広い支援を行います。

また、マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にし、被害者が就業し、経済的に安定した生活を営むことができるよう、就業支援を充実させます。

【施策の方向性】

ア 住宅の確保に向けた支援

イ 就業に向けた支援

ウ 経済的支援等の生活支援

(5) 関係機関との連携の強化

被害者支援には、DV相談センターと福祉事務所、児童相談所、県婦人相談所、警察など、幅広い分野にわたる関係機関との連携が不可欠です。特に、心身に深い傷を負った被害者が、各種支援制度の利用に関する手続を行うことは困難です。このため、広島市DV関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）などを通じて、情報交換や連携協力を進めて、関係機関との連携を強化し、被害者のニーズに応じた適切な支援制度の情報提供を行うとともに、手続の同行支援等による円滑な支援に努めていきます。

さらに、DV相談センター等で支援を受けた被害者からの意見を踏まえ、関係機関とともに支援制度等の充実を検討していきます。

【施策の方向性】

ア DV対策関係機関の連携強化

イ 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化

ウ 支援制度等の充実

3 施策体系

凡例

基本目標

基本施策

具体的施策

基本目標1 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

1 教育・啓発の推進

(1) 広報活動の充実

(2) 研修会、講演会等の開催

(3) 教育・学習の充実

2 通報や相談窓口に関する情報提供

(1) 通報や相談窓口の周知

(2) 人権擁護委員、民生委員・児童委員等からの発見・通報の促進

(3) 医療関係者からの発見・通報の促進

(4) 関係機関等からの発見・通報の促進

3 加害者更生に関する取組

(1) 加害者更生に関する取組の情報収集及び広報

基本目標2 被害者への相談支援の充実

1 相談支援の充実

(1) DV相談センターの相談支援の充実

(2) 外国人、障害者等への配慮

(3) 自助グループの育成支援

2 相談機関相互の連携強化

(1) 関係機関の連携強化

(2) 各機関合同の事例検討会の実施

3 相談員等の資質向上及び研修の充実

(1) 相談員への研修の実施

(2) 窓口業務に携わる職員等への研修の実施

基本目標3 被害者の保護体制の充実

1 被害者の安全の確保

(1) 緊急時における安全確保体制の整備

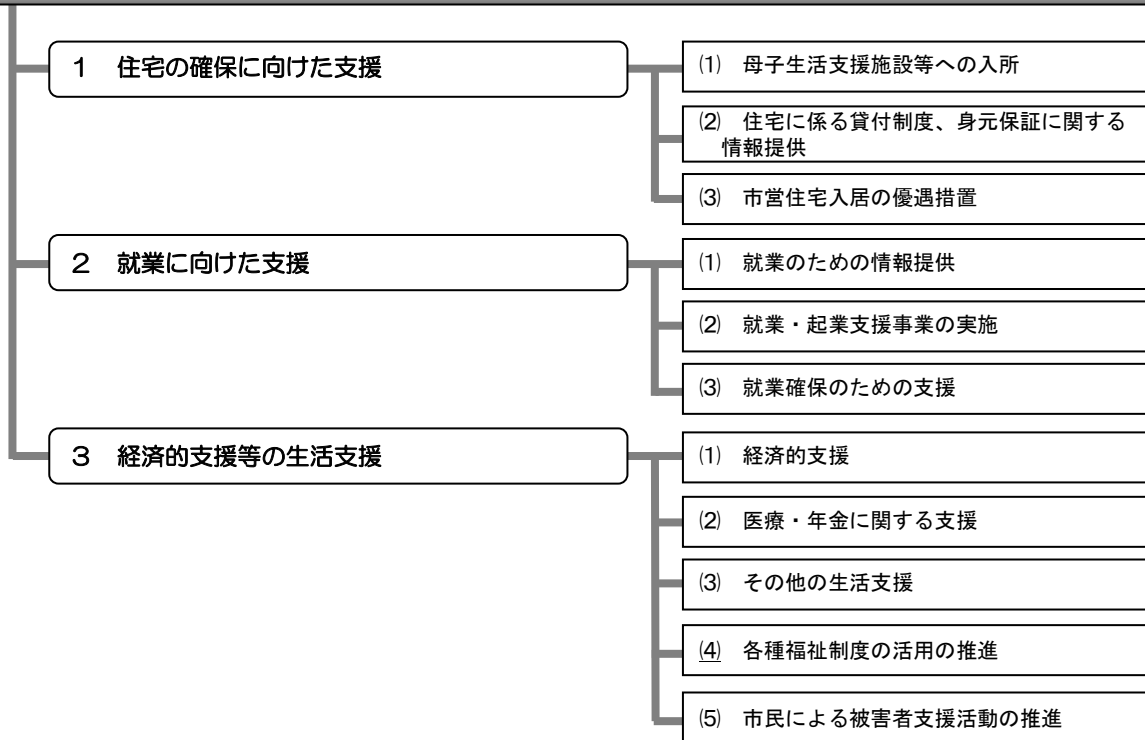
(2) 被害者の情報管理の徹底

2 保護命令制度への対応

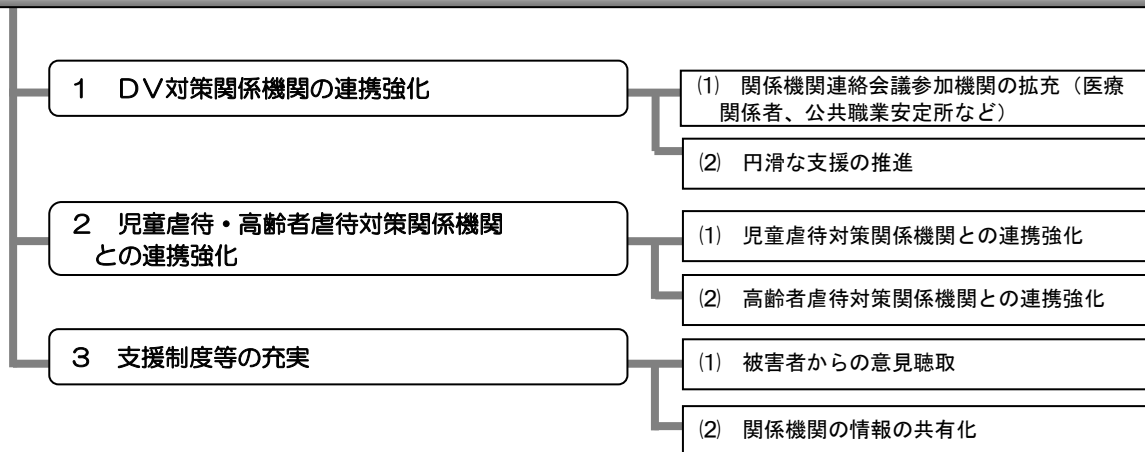
(1) 保護命令申立てに係る支援（裁判所提出書面作成、同行支援）

(2) 学校、幼稚園、保育園等への制度の周知徹底

基本目標4 被害者の自立支援の充実



基本目標5 関係機関との連携の強化



※ 具体的取組名の前に●と表示しているのは、DV防止計画策定時から引き続き取り組んでいる事業、○と表示しているのは、計画見直しに当たって新たに掲載する事業（既存の事業を含む。）です。

※ 個別の事業は、最も関連が深いと考える具体的施策の具体的取組として掲載し、再掲出する場合は、具体的取組名の後ろに【再掲】と表示しています。

基本目標 1 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

1 教育・啓発の推進

現状と課題

本市では、平成 22 年（2010 年）5 月に策定したDV防止計画に基づき、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるDVの防止に向けた教育・啓発に取り組んでいます。

まず、DVの現状やDV防止法等についての広報・啓発活動として、市の広報紙、ホームページ、広報番組等を活用した広報や、DV防止啓発リーフレットの配布を行っています。

また、毎年、市内の女性団体との共催により、DV防止セミナーを開催しているほか、国が実施している「女性に対する暴力をなくす運動」（毎年 11 月 12 日～25 日）にあわせて、当該運動のシンボルカラーのパープル色で市内の建物をライトアップするとともに、街頭での啓発チラシの配布、区役所等でのデートDV防止パネル展示等を行っています。

このほか、国・県と合同で実施する人権フェスティバルにおいて、人権講演会の開催やDVに関するパネル展示を行っています。

さらに、近年、非常に深刻な問題となっている、デートDVや将来のDVの防止のためには、若年層に対する教育・啓発が有用であることから、平成 25 年度（2013 年度）から、デートDVの防止・啓発リーフレットを市内の全高校生に配付しています。

こうした広報・啓発活動を行っていますが、平成 26 年度（2014 年度）に実施した「広島市男女共同参画に関するアンケート調査」（以下「市民アンケート」という。）では、過去 5 年間にDVを行った経験のある人は 7.5%と、平成 21 年度（2009 年度）調査の 8.0%と比較し、大きな差はみられない状況です。

このように、現状では市民のDVに関する認識はまだ高いとはいえず、より効果的な啓発方法を検討・推進するとともに、若年層を含めた男女の人権尊重の意識を高める等の教育を一層充実する必要があります。

具体的施策

(1) 広報活動の充実

DVは、配偶者など親密な間柄で起こる暴力で、その背景として、男女間の経済力の差、男女の固定的な性別役割分担意識や男尊女卑の考え方が根底にあるといわれています。多くは家庭内で発生するため、暴力が潜在化しており、被害が深刻化するおそれがあります。DVは、犯罪行為であり、社会的な人権問題としてとらえるよう、様々な広報媒体の活用や各種団体との連携など、市民の意識を変えていくための広報活動を充実します。

- ホームページ、広報紙などによる広報（市民局）
- ポスター、リーフレット、カードの作成・配布（市民局）
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（市民局）
- マスコミや様々なツールを活用した啓発・広報（市民局）
- デートDV防止啓発パネルの展示（市民局）

(2) 研修会、講演会等の開催

市民を対象とした研修会、講演会を開催するとともに、地域の各種会合を活用するなど、きめ細かい啓発活動を推進します。

- DV防止対策に関する市民向けセミナーの実施（市民局）
- 地域の各種イベントを活用した啓発活動の推進（市民局）

(3) 教育・学習の充実

学校教育、社会教育における男女の人権尊重の意識を高める教育、学習をより一層推進します。

特に、デートDVの防止や将来のDVの防止のためには、若年層に対してこれらの問題について考える機会を提供することが有用であることから、若年層に対する教育・啓発に取り組むとともに、指導する立場にある教職員等へも内容の周知・啓発を図ります。

- 公民館学習会事業（市民局）
- 地域団体等への人権啓発指導員の派遣（市民局）
- デートDV防止に関するリーフレット（高校生・大学生向け）による啓発（市民局）
- 幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実（教育委員会）
- 人権擁護委員等によるデートDV防止に関する中・高校生等を対象とした講座、教職員への啓発等の実施（市民局）
- 男女共同参画啓発冊子（中学生向け）による啓発（市民局）

2 通報や相談窓口に関する情報提供

現状と課題

本市では、市民に対するDV防止・啓発活動にあわせて相談窓口を周知し、早い段階で相談するよう呼び掛けるとともに、被害者の女性が手に取りやすいように、コンビニエンスストア等の女性トイレに相談窓口を掲載した携帯用カードを設置するなどの広報活動を行っています。

また、被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある人権擁護委員、民生委員・児童委員及び福祉事務所などの市の機関や、学校、幼稚園、保育園等の関係機関などとDV相談センターとの連携を推進しています。

なお、DV防止法では、医師などの医療関係者が日常業務で被害者を発見した時は、被害者の意思を尊重するよう努めた上で通報することや、DV相談センター等の利用に関する情報提供を行うように努力義務が定められています。

こうした取組の結果、平成 26 年度（2014 年度）の本市の相談件数は 980 件となり、DV 防止計画策定前の平成 21 年度（2009 年度）の 899 件と比べ増加しています。また、警察への相談については、相談件数が急増しています。

しかし、平成 26 年度（2014 年度）市民意識調査によると、DV の相談窓口を知っている人の割合は 51.6%、DV の被害を受けた後、公的機関に相談した人の割合は 6.3%にとどまっています。

また、「市民アンケート」によると、過去 5 年間に DV を経験した人のうち、「誰にも相談しなかった」と回答した人が 30.2%あり、その理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が 46.2%と最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」（26.9%）、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」（23.1%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（15.4%）の順になっているほか、「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」が 11.5%となっています。

DV の多くは家庭内で発生するため潜在化しやすく、被害者にも DV であるという認識が低い傾向があり、相談件数は増加傾向にあるものの、いまだ相談に至らないことが多いと考えられます。このため、DV は重大な人権侵害であり、早い段階で相談窓口を利用し、様々な支援情報を得ることが解決の第一歩であることをさらに周知することが必要です。

具体的施策

(1) 通報や相談窓口の周知

DV に関する通報や相談窓口を、広く市民に周知します。

- ポスター、リーフレット、カードの作成・配布【再掲】（市民局）

(2) 人権擁護委員、民生委員・児童委員等からの発見・通報の促進

人権擁護委員、民生委員・児童委員等は、地域などで相談を受ける中で、被害者を発見しやすい立場にあることから、DV 防止法の趣旨に沿って通報が行われるよう周知を図ります。

- 人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進（市民局、健康福祉局）
- DV 防止法の通報等に関する研修の実施（市民局）

(3) 医療関係者からの発見・通報の促進

医療関係者は、DV 防止法において、日常の業務を行う中で被害者を発見した場合には通報することができることとされていることから、法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

- 医療関係者との連携の推進（市民局、健康福祉局）

(4) 関係機関等からの発見・通報の促進

被害者と接する機会の多い福祉事務所等の市の機関及び学校、幼稚園、保育園等の関係機関の職員に対し、DV 防止法の趣旨に沿って通報等が行われるよう周知します。

- DV 防止法の通報等に関する研修の実施【再掲】（市民局）
- 関係機関等との連携の推進（市民局、健康福祉局、こども未来局、教育委員会）

3 加害者更生に関する取組

現状と課題

被害者は、別れた後も加害者からの暴力に脅えながら生活している者も多く、生活再建の障害となっています。また、加害者も自らの行為をDVと認識していないことが多く、新しいパートナーに対して同様の行為を繰り返していることが見受けられます。

また、「市民アンケート」によると、女性に対する暴力（セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどを含む。）の防止施策として、加害者への罰則強化（47.7%）や再発防止教育（29.7%）を望む声があります。

国では、「第4次男女共同参画基本計画」において、「加害者更正プログラムについて、民間団体も含めた実態を把握し、プログラムを実施する場合の連携体制の構築も含め、そのあり方について検討する」としており、加害者更正プログラムを実施している民間団体等への調査を行う予定です。しかし、この調査は、近い将来の加害者更正のあり方を研究することを目的とするものであり、現状では、有効な指導方法等が確立されていません。

こうした状況を踏まえ、本市では、加害者更正のあり方について検討するため、国や他の地方公共団体での取組等の情報収集に努めるとともに、国や広島県と連携しながら、まずは加害者であることを気付かせるための啓発や、更生に向けた医療機関等の受診に関する広報等の取組を推進していきます。

具体的施策

(1) 加害者更生に関する取組の情報収集及び広報

加害者を更生させるための有効な指導方法については、未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって危険なものになり得ることについても十分留意しながら、国の調査研究の動向を注視するとともに、情報収集や加害者向けの啓発等に取り組みます。

なお、更生に向けての加害者からの相談については、精神保健福祉センターなどの関係機関と連携しながら対応します。

- 国、他の地方公共団体等の取組の情報収集（市民局）
- 女性のためのなんでも相談の実施（市民局）
- 男性のためのなんでも相談の実施【再掲】（市民局）
- 加害者向けの啓発等（市民局）

基本目標２ 被害者への相談支援の充実

１ 相談支援の充実

現状と課題

本市では、平成 21 年（2009 年）12 月に開設したDV相談センターを中心に、被害者からの相談支援を行っています。平成 25 年（2013 年）10 月からは、それまで火・木・土曜日にDV専門の電話相談を行っていた「ひろしまDVホットライン」に替えて、新たに土・日曜日に相談を実施する「土・日DV電話相談」を開始し、月曜日から金曜日まで相談を行うDV相談センターとあわせて、一週間毎日、電話相談が可能な体制としました。

また、DV相談センターでは、電話・面接相談のほかに、法的な問題に関する相談が必要な被害者について、弁護士と連携した法律相談や、精神的な安定を図る必要がある被害者について、臨床心理士などによるカウンセリングを実施しています。

さらに、被害者が外国人や障害者であることによって支援を受けにくいことのないよう、外国語版（6 か国語）や点字版のリーフレット等を作成・配布するとともに、公益財団法人広島平和文化センターの実施している多言語ボランティア通訳を活用した相談を行っています。

このほか、DV相談センターでは、男性の被害者からの相談も受け付けており、DVを含む男性が直面する様々な悩みや不安を相談できる場として、広島市男女共同参画推進センターにおいて、「男性のためのなんでも相談」を行っています。

しかし、「市民アンケート」では、「過去 5 年間に配偶者や交際相手などからの暴力を経験したことがある」と回答した男性が 5.1%、「どこにも相談しなかった」という男性が 40.0%と、男性の場合、女性よりも相談に結び付きにくい状況が伺えます。

また、「広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査」（以下、「被害者アンケート」という。）では、自助グループ・サポートグループなどでの精神的な支援や情報交換について、「制度があれば、あるいは制度を知っていれば利用したかった」との回答が 3 割を超えています。

このため、今後は、外国人、障害者、男性の被害者に配慮した相談支援体制の一層の充実、被害者同士の自助グループの育成支援などの環境づくり、DV防止法が適用されないデートDVの相談への対応を検討していく必要があります。

具体的施策

(1) DV相談センターの相談支援の充実

DV相談センターにおいて、各区福祉事務所等と連携した相談支援に取り組むとともに、弁護士と連携した法律相談を実施します。今後は、被害者のニーズを把握し、相談支援体制の充実の検討を行います。

また、PTSD（心的外傷後ストレス障害）（※2）など精神的に不安定な状態にある被害者に対して、臨床心理士などによるカウンセリングを実施します。

このほか、男性被害者が相談しやすい環境となるよう、男性被害者に対する理解を促進していくとともに、男性相談員による男性被害者の相談の実施やDV防止法が適用されないデートDVの相談への対応について検討・実施します。

- ポスター、リーフレット、カードの作成・配布【再掲】（市民局）
- DV相談センターの運営（市民局）
- DV専門法律相談の実施（市民局）
- 臨床心理士によるカウンセリングの実施（市民局）
- 休日・夜間相談の検討（市民局）
- 相談支援体制の充実の検討（市民局）
- 男性のためのなんでも相談の実施（市民局）
- 男性相談員による男性被害者の相談の検討・実施（市民局）
- DV防止法が適用されないデートDVの相談への対応検討・実施（市民局）
- マスコミや様々なツールを活用した啓発・広報（市民局）

(2) 外国人、障害者等への配慮

被害者が、外国人、障害者等であることによって、支援を受けにくいことのないよう、それぞれの被害者の立場に立った配慮が必要です。

外国語や点字による相談窓口等を記載したリーフレットやカードなどにより、状況に応じた適切な情報提供や助言を行うとともに、公益財団法人広島平和文化センターや各区福祉事務所等と連携して、外国語通訳・手話通訳を活用した相談を実施します。

- 外国語・点字等によるリーフレットの作成・配布（市民局）
- 外国語通訳、手話通訳を活用した相談の実施（市民局）

(3) 自助グループの育成支援

DVという体験を有する被害者同士が、悩みを共有し、情報を交換し合う自助のためのグループの育成・支援の場の提供などについて検討を行います。

- 自助グループの育成支援の検討（市民局）

※2 PTSD（心的外傷後ストレス障害）

自分の力ではどうしようもない災害・犯罪・家庭内暴力などの恐怖体験や辛い経験が原因となり、様々な精神的症状が現れる病気。主な症状としては、恐怖体験を突然思い出すフラッシュバック、悪夢を見る、不眠、イライラなどがあります。

2 相談機関相互の連携強化

現状と課題

「被害者アンケート」によると、被害者は、警察、DV相談センター、広島県西部こども家庭センター（県婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター）など、多くの相談窓口を利用しており、相談内容も多岐にわたっています。

このため、本市では、市内の相談機関で構成する関係機関連絡会議を毎年開催し、相談機関相互の情報交換や事例検討等を行い、連携強化に努めています。

しかし、近年、被害者自身又は周りを取り巻く環境が多様化・複雑化しており、これまで以上に情報共有や具体的事案に即した協議など、相談機関相互の連携を図る必要が高まっています。

具体的施策

(1) 関係機関の連携強化

被害者からの相談に関し、各相談機関の情報を共有し連携して対応する必要があります。このため、関係機関連絡会議を毎年開催し、情報交換及び情報共有に努め、一層の連携強化を図ります。

- 関係機関連絡会議の運営（市民局）

(2) 各機関合同の事例検討会の実施

DV被害は多様化、複雑化しています。このため、関係機関連絡会議のほか、ケースに応じて関係する相談機関による事例検討会を実施し、今後の相談支援の充実を図ります。

- 事例検討会の実施（市民局、関係課）

3 相談員等の資質向上及び研修の充実

現状と課題

DV相談は複雑多岐にわたり、その対応も一様でないことから、相談員はそれぞれの被害者の立場に立った配慮を行うとともに、被害者に対し適切な情報を提供し、的確な助言を行える十分な知識の習得や技術の向上を図る必要があります。

このため、DV相談センターの相談員に対し、外部講師や弁護士による研修会を実施しているほか、内閣府等が実施する各種研修会に相談員が参加し、スキルアップを図っています。

また、DV相談は、職務の特性上、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」（※3）状態等心身の健康が損なわれることがあるため、相談員等への心のケアなどの支援も重要です。このため、相談員自身が心身の健康を損ねることがないように、長年相談業務に携わった経験を有する講師などによる研修を行っています。

さらに、区役所等の窓口業務に携わる職員等の不適切な対応により、被害者に更なる被害が生じることのないよう、DVの特性、被害者の秘密の保持や安全への配慮などについての研修を実施し、職員の資質の向上を図っています。

なお、各部署の窓口職員においては、人事異動や業務繁忙期のため、研修を受けていない職員が窓口業務に携わることも想定されるため、相談対応マニュアルを作成・配布し、研修を受けるまでの間も適切に対応できるようにする必要があります。

具体的施策

(1) 相談員への研修の実施

DVの特性、被害者の心のケア、相談手法等について相談員の知識と技術の向上を図る研修を実施します。

また、相談員自身が、二次受傷（※4）などにより心の問題を抱えることがないよう、スーパーバイザー等による相談員の研修を実施します。

- 相談員研修会の実施（市民局）
- 各種研修会・全国会議等への参加（市民局）

(2) 窓口業務に携わる職員等への研修の実施

被害者が、相談や保護、支援などに携わる職員などの不適切な対応により二次的被害（※5）を受けることのないよう、窓口業務に携わる職員等に対して、DVの特性の理解や、被害者の秘密の保持、被害者の安全への配慮などについての研修を実施します。

- 窓口業務に携わる職員等への研修会の実施（市民局）
- 相談対応マニュアルの作成・配布（市民局）

※3 バーンアウト

被害者の話を聞くうちに、聞いている支援者が燃え尽きてしまうこと

※4 二次受傷

相談員などの支援者が、被害者から深刻な被害状況等について多くの話を聞くうちに、自ら同様の心理状態に陥ること

※5 二次的被害

DVにより、心身ともに傷ついた被害者が、相談や保護等の過程において、DVの特性や被害者の置かれた立場を理解しない職務関係者の不適切な言動で更に傷つくこと

基本目標3 被害者の保護体制の充実

1 被害者の安全の確保

現状と課題

DV防止法に基づき、被害者の一時保護は、県婦人相談所で受け付けています。「被害者アンケート」によると、被害者のうち60.0%が一時保護を利用したことがあると回答しています。こうした中、DV相談センターでは、被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保や精神的・肉体的負担を軽減するため、県婦人相談所、警察等と連携し、一時保護につなげる同行支援を行っています。

今後は、被害者が高齢者・障害者である場合や、同伴家族が中学生以上の男性である場合など、県婦人相談所で一時保護ができないケースも増加していくものと考えられるため、ケースに応じた対応について関係機関と検討しておく必要があります。

現在、民間シェルターでは、県婦人相談所で一時保護ができないケースについても柔軟に対応するなど、一定の役割を果たしています。また、一時保護のみならずDV被害者の自立に向けたサポートなどの援助も行っており、民間シェルターに対する支援の拡大を検討する必要があります。

さらに、最近では、加害者の追跡も巧妙になっていること、行政への提出書類、携帯電話のGPS機能、引越し業者、郵便物の転送など、様々な要因により避難先が加害者に知れるケースがあることなどから、関係機関が連携して多角的な情報管理を徹底することが必要です。

このほか、近年、つきまとい等の行為を繰り返す「ストーカー」の認知件数も急増しており、平成25年（2013年）6月に改正された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号）では、婦人相談所等がストーカー被害者の支援に努めることが規定されました。元配偶者が行うストーカー行為も法の対象となる場合があり、DV相談センターで行う相談の中で対象事案がある場合は、警察や県婦人相談所と連携して、被害者の安全確保をする必要があります。

具体的施策

(1) 緊急時における安全確保体制の整備

DV相談センターにおける県婦人相談所、警察と連携した同行支援のほか、県婦人相談所で一時保護されるまでの間、宿泊等を含む緊急的な保護を実施するなど、緊急時の安全確保に努めます。

- 同行支援の実施（市民局）
- 民間シェルターへの支援の実施・拡充の検討（市民局）
- 緊急宿泊事業の実施（市民局）
- 高齢者虐待等緊急一時保護事業などの実施（健康福祉局）
- 障害者への対応の検討（市民局・健康福祉局）

(2) 被害者の情報管理の徹底

加害者から被害者を保護する観点から、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底します。

- 住民基本台帳の閲覧等の制限（企画総務局）
- 福祉事務所、県婦人相談所、警察、学校、幼稚園、保育園など関係機関と連携した情報管理（市民局、関係課）
- 窓口業務に携わる職員等への研修会の実施【再掲】（市民局）
- マニュアル、事例集の作成（市民局）
- 担当課長会議の開催（市民局、関係課）
- マイナンバー制度の周知、情報管理体制の構築（市民局、関係課）

2 保護命令制度への対応

現状と課題

DV相談センターでは、加害者に対して被害者や子どもへの接近を禁止する保護命令（※6）制度の内容や手続き等について、被害者に情報提供するとともに、被害者が保護命令の申し立てを希望する場合は、申立書類の記入方法等についての助言や裁判所等への同行支援を行っています。

「被害者アンケート」によると、40.0%の人が保護命令の申し立てを行っていません。その理由として、半数の人が「相手の反応が怖かったから」と回答しています。このため、保護命令の申し立てや発令の際には、警察等、関係機関との連携を密にして、被害者の精神的負担の軽減を図るよう努めています。

また、最近では加害者からの追跡が巧妙化してきており、特に子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等、関係機関においても、適切な対応を求められるため、保護命令制度を十分に理解しておくよう周知を徹底するとともに、DV相談センターとのより一層の円滑な連携方法を検討していく必要があります。

具体的施策

(1) 保護命令申し立てに係る支援（裁判所提出書面作成、同行支援）

DV相談センターにおいて、保護命令制度の利用について、被害者に対し、情報提供や保護命令の申し立てについての助言を行うとともに、書面作成援助や地方裁判所への同行支援を行います。

- 県婦人相談所、警察、地方裁判所との連携した支援（市民局）

(2) 学校、幼稚園、保育園等への制度の周知徹底

子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等において適切な対応が必要となります。このため、保護命令制度について、関係機関への周知を徹底します。

- 保護命令制度に関するリーフレット等の作成・配布（市民局）
- 保護命令制度に関する説明会の開催（市民局）

※6 保護命令

配偶者から身体的暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者からの身体的暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、裁判所が被害者からの申立てにより加害者に対し発する命令。「接近禁止命令」と「退去命令」があります。

■ 接近禁止命令

加害者が、被害者や被害者と同居している未成年の子さらには被害者の親族等の身辺につきまったり、住居、勤務先などの付近を徘徊することや、被害者に対する無言電話、連続電話、ファクシミリ、電子メールの送付などを6か月禁止する命令。再度の申立ても可能です。

■ 退去命令

加害者に2か月、被害者とともに生活の本拠としている住居から出ていくこと、付近の徘徊禁止を命じることです。再度の申立ても可能です。

【罰則】 保護命令に違反すれば1年以下の懲役または100万円以下の罰金

基本目標4 被害者の自立支援の充実

1 住宅の確保に向けた支援

現状と課題

加害者から避難している被害者が安心して社会生活を営むに当たり、住宅の確保は最優先課題です。被害者の住宅の確保に向けた支援としては、母子生活支援施設への入所措置や市営住宅の入居における優遇措置があります。

このうち、母子生活支援施設については、一時保護所を退所した被害者が住宅に困り、生活上様々な問題を抱え、当面の保護が必要な場合に、福祉事務所が入所措置を行っています。入所後は、母子に対するカウンセリングや公共職業安定所への同行支援など、施設職員が被害者の心身と生活を安定させるための相談・支援を進め、住居を確保しながら、安心して社会生活を営むための支援を行うステップハウスの役割を果たしています。

次に、市営住宅については、被害者が一時保護終了後又は保護命令効力発生日から5年を経過していない場合に、入居抽選時の優遇を行っており、単身での申込みも可能です。しかし、法令により、抽選で入居候補者を決定しているため、必ず入居できるわけではありません。

また、住宅に関する融資制度として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を設けているほか、母子生活支援施設入所者が民間住宅入居の際の身元保証人の確保を容易にするため、身元保証人となる施設長に損害賠償の義務が生じた時、保証金を支払う身元保証人確保対策事業を実施しています。

しかしながら、上記のような公的制度が利用できない場合、民間住宅への契約時に身元保証人の確保が困難であるといった問題があります。

具体的施策

(1) 母子生活支援施設等への入所

一時保護所を退所した後、子どもの養育等を含め母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と安心して社会生活を営むための支援が引き続き必要な場合には、母子生活支援施設等への入所の措置を行います。

- 母子生活支援施設への入所措置（こども未来局）

(2) 住宅に係る貸付制度、身元保証に関する情報提供

母子・父子・寡婦福祉資金貸付についての情報提供及び身元保証人確保対策事業の情報提供を引き続き行います。

- 民間保証会社との連携による家賃債務保証等の検討（市民局）
- 身元保証人確保対策事業（こども未来局）
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付【再掲】（こども未来局）

(3) 市営住宅入居の優遇措置

被害者への市営住宅入居に係る優遇措置を引き続き行います。

- 市営住宅入居に係る優遇措置の実施（都市整備局）

2 就業に向けた支援

現状と課題

被害者が経済的に安定した社会生活を営むための支援をする上で、就業を促進することは極めて重要です。「被害者アンケート」によると、被害者のうち、就労による収入を得ている人は61.5%であり、23.1%が貯金を切り崩して生活しています。

DV相談センターでは、被害者の状況に応じて、公共職業安定所における就業支援等についての情報提供と助言を行っています。

特に、子どものいる被害者については、経済的に安定した生活を営むために必要な知識や技能を習得させるための講習会、就業に関する相談・情報提供を行う母子家庭等就業支援事業や、就業の際に有利となる資格等の取得支援などを行う母子家庭等自立支援給付金事業など、様々な支援事業の対象となることから、こうした制度の積極的な活用を促しています。

しかし、「子どもを抱えるひとり親が正規雇用される割合が低い」、「企業の求める人材と求職者の求める職場環境が合わない」、「求職活動時に子どもを預かる環境整備が十分でない」などの課題があります。そのためにも、DV相談センターとマザーズハローワーク等との連携体制を強化していく必要があります。

具体的施策

(1) 就業のための情報提供

就業に関する相談に対応するとともに、公共職業安定所と連携を図り、就業等に関する情報提供を行います。

- マザーズハローワーク等との連携による就業支援（市民局）
- 女性の在宅ワーク等就労支援についての検討・実施（市民局）
- 母子家庭等就業支援事業（こども未来局）
- 就労支援窓口における就労支援（経済観光局）

(2) 就業・起業支援事業の実施

母子家庭や寡婦等の自立促進のため、就業の際に有利となる資格等の取得への支援や、就業に関する知識、技能の習得を目的としたセミナーや講習会などを行います。

- 母子家庭等自立支援給付金事業（こども未来局）
- 母子家庭等就業支援事業【再掲】（こども未来局）

(3) 就業確保のための支援

子育て期の就職活動や残業の際などに保育園への送迎など保護者を支援するための取組や、身元保証人確保対策事業の情報提供を引き続き行います。

- ファミリー・サポート・センター事業（こども未来局）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業【再掲】（こども未来局）
- 身元保証人確保対策事業【再掲】（こども未来局）

3 経済的支援等の生活支援

現状と課題

被害者は、住宅の確保や就業の問題の他にも、経済面・健康面の不安や、子どもの就学に関する事など、多くの困難を抱えており、福祉事務所では、生活困窮する被害者に対する生活保護の適用や、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等に関する相談や事務手続きを行っています。

また、DV相談センターでは、被害者が加害者の健康保険の扶養から外れることができるよう、被害者からの申出に応じて、手続きに必要となるDV相談があった旨の証明書を発行しているほか、国民健康保険や国民年金の加入・脱退等、被害者の状況に応じた制度の情報提供や行政機関等への同行支援を行っています。

このように、被害者は、複合的な困難を抱えながら様々な手続きを行う必要が生じるため、被害者の負担を軽減し、円滑に手続きを進められるよう関係機関の連携体制の構築・強化が必要です。

こうした中、「生活困窮者自立支援法」（平成 25 年法律第 105 号）が平成 27 年（2015 年）4 月に施行され、生活保護の受給には至らないが、様々な要因で生活に困窮している者の相談に応じ、課題を整理した上で、生活の安定と自立に向けた支援を行う「広島市くらしサポートセンター」が設置されました。サポートセンターでは、生活困窮者の状況に応じた包括的支援を行っており、DVの被害者も支援の対象となりうることから、DV相談センターでは、サポートセンターと被害者の支援に関する情報提供などの連携を行っています。

具体的施策

(1) 経済的支援

被害者の具体的な状況に配慮しながら、寄り添う視点を持って、生活保護や児童扶養手当など、各種制度を活用して被害者の経済的支援を行います。

- 生活保護の相談及び適用（健康福祉局）
- ひとり親家庭等緊急援護資金貸付（健康福祉局）
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（こども未来局）
- 児童扶養手当の支給（こども未来局）
- 児童手当の支給（こども未来局）

(2) 医療・年金に関する支援

国民健康保険や後期高齢者医療制度、国民年金制度、ひとり親家庭等医療費補助、乳幼児等医療費補助に関する情報提供やそれらの手続に際して同行支援を行うなど、被害者の支援を実施します。

- 国民健康保険への加入（健康福祉局）
- 後期高齢者医療制度への加入（健康福祉局）
- 国民年金への加入（健康福祉局）
- ひとり親家庭等医療費補助（健康福祉局）
- 乳幼児等医療費補助（健康福祉局）

(3) その他の生活支援

生活や子どもに関する悩みの相談や弁護士と連携した法律相談、日常生活の支援などを行い、被害者の生活の充実を図ります。

- 母子・父子自立支援員による相談（こども未来局）
- 家庭児童相談事業（こども未来局）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業（こども未来局）
- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】（こども未来局）
- DV専門法律相談の実施【再掲】（市民局）
- 生活困窮者自立相談支援事業（健康福祉局）

(4) 各種福祉制度の活用の推進

母子・父子・寡婦福祉制度等の既存の各種福祉制度について、被害者の生活実態に応じて制度が適用されるよう、制度改善に取り組むとともに、必要に応じて国等の関係機関へ働きかけを行います。

- 各種福祉制度の制度改善の検討・実施及び国等への働きかけ（市民局、制度所管課）

(5) 市民による被害者支援活動の推進

被害者支援のボランティアの育成支援について検討し、市民による被害者支援活動の推進に取り組みます。

- 市民ボランティアの育成・支援の検討（市民局）

基本目標 5 関係機関との連携の強化

1 DV対策関係機関の連携強化

現状と課題

被害者の保護と安心して社会生活を営むための支援を図るためには、DV相談センター、福祉事務所、児童相談所、県婦人相談所、警察、法務局、法テラス、弁護士会、婦人保護施設や母子生活支援施設などの社会福祉施設、民間団体等が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援等で緊密に連携し、効果的な施策の実施を図っていく必要があります。

このため、本市では、広島市域におけるDV対策関係機関相互の連携を図り、DVの防止から被害者への適切な支援までの取組を推進するため、「関係機関連絡会議」を設置し、各機関の対応状況や課題などについて情報交換し、関係機関相互の連携を図っています。

今後は、業務上、被害者を発見しやすい医療関係者や、被害者の就業支援に関係する公共職業安定所など、被害者の早期発見や自立支援に向けた連携先となる関係機関に対し、会議への参加を働きかけ、会議参加機関の拡充を図る必要があります。

さらに、関係機関連絡会議において、具体的な事例研究などを行うとともに、ケースに応じて関係する機関による事例検討会を行うことにより、被害者の早期発見や自立支援に向けて、実効性のある機動的な連携・協力体制を構築し、円滑な支援を推進していく必要があります。

具体的施策

(1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充（医療関係者、公共職業安定所など）

業務上、被害者を発見しやすい医療関係者や、被害者の就業支援に関係する公共職業安定所などに関係機関連絡会議へ参加してもらうよう働き掛け、一層の連携強化を図ります。

- 関係機関連絡会議参加機関の拡充（市民局）

(2) 円滑な支援の推進

被害者のニーズに応じた適切な支援が提供できるよう、関係機関連絡会議のほか、ケースに応じて関係する機関による事例検討会を実施します。

また、今後の生活への不安や精神的な不調を抱え、様々な手続を行う被害者の負担を軽減するため、DV相談センターにおいて、適切な機関の紹介を行うとともに、一定の場所へ関係部局の職員が出向くよう調整する等、円滑な支援を推進します。

- 事例検討会の実施【再掲】（市民局、関係課）
- 各種手続の円滑化の推進（市民局、関係課）

2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化

現状と課題

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）では、DV を子どもが目撃すること（面前DV）自体が、「児童虐待」の中の、子どもに対する心理的虐待に該当するとされています。このため、DV に関するリーフレット等に、面前DV が児童虐待であることを記載するとともに、DV 相談センターが通報や相談等で面前DV の状況を把握した場合、児童相談所に通告し、子どもの見守り対応等で児童相談所と連携を図っています。

子どもに対する面前DV への対応については、児童相談所とともに学校や保育園等との連携を図る必要がありますが、プライバシーの保護やDV 相談センターとしての秘密保持の観点から、情報管理を徹底していく必要があります。

また、高齢者に対するDV については、DV 防止法に基づく対応とともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号）に基づく対応も必要です。

特に、被害者が認知症であるなど要介護者の場合、本人のみでは自立した生活を営むことができないという理由で、県婦人相談所等での一時保護が困難な場合が多くなっています。

このため、自立生活が難しい高齢の被害者の入所先等の対応について、高齢者虐待対策の関係機関との連携を強化していく必要があります。

具体的施策

(1) 児童虐待対策関係機関との連携強化

面前DV 等の心理的虐待を含めた児童虐待に対応するため、DV 相談センターと児童相談所、学校等関係機関との連携を強化します。

- 児童虐待防止対策（こども未来局）
- 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の実施（こども未来局）

(2) 高齢者虐待対策関係機関との連携強化

DV のうち、高齢者虐待に該当する事案に対応するため、DV 相談センターと、高齢者虐待対策の関係機関との連携を強化します。

- 高齢者虐待防止対策事業（健康福祉局）

3 支援制度等の充実

現状と課題

平成 21 年（2009 年）12 月のDV相談センターの開設以降、DV相談センターでは様々な相談が行われ、被害者への支援を適切に行うための対応事例も蓄積されてきました。

今後は、被害者にとって更に利用しやすく効果的な支援となるよう、被害者の目線から支援制度等の見直しを行うため、被害者から意見を聴き、それを基に関係機関とともに支援制度等の充実を検討していく必要があります。

具体的施策

(1) 被害者からの意見聴取

被害者から意見を聴き、それを基に関係機関とともに支援制度等の充実を検討する。

○被害者からの意見聴取の実施（市民局）

(2) 関係機関の情報の共有化

被害者の負担の軽減を図るとともに、効果的な支援策を実施するために、関係する機関で支援制度等の情報の共有化を図り、切れ目のない支援を行います。

○支援制度等の情報の共有化（市民局、関係課）

参 考 資 料

【資料 1】

配偶者、交際相手などからの暴力相談等の現状

1 相談の現状

本市では、DV相談機関として、中、東、安佐南区の女性相談員を集約して平成 21 年（2009 年）12 月 1 日に DV 相談センターを設置しました。同センターでは、女性相談員による相談や関係機関への同行支援を実施しています。また、平成 25 年（2013 年）10 月から、それまでの「ひろしま DV ホットライン」を廃止し、新たに土・日曜日に相談を実施する「土・日 DV 電話相談」を開始し、一週間毎日、相談を受けることのできる相談体制としています。

(1) 広島市の DV 相談機関における相談件数

区分	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
DV 相談センター (土・日 DV 電話 相談を含む。)	960 件	1,090 件	992 件	728 件	974 件
ひろしま DV ホットライン	302 件	320 件	302 件	127 件	
暴力被害相談 センター	18 件	12 件	16 件	5 件	6 件
合計	1,280 件	1,422 件	1,310 件	860 件	980 件

注：ひろしま DV ホットラインは平成 25 年 9 月末で廃止し、平成 25 年 10 月から DV 相談センターの土・日 DV 電話相談を開始。

(2) 広島県（県子ども家庭センター〔3 箇所〕 婦人相談員設置市〔8 市〕）における相談件数

区分	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
相談件数 (暴力逃避)	3,031 件	3,313 件	2,872 件	2,542 件	2,451 件

(3) 広島県警察における認知件数

区分	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)
相談件数	644 件	729 件	958 件	1,207 件	1,588 件

(4) 広島法務局人権相談所における相談件数

区分	平成 22 年 (2010 年)	平成 23 年 (2011 年)	平成 24 年 (2012 年)	平成 25 年 (2013 年)	平成 26 年 (2014 年)
相談件数	61 件	83 件	90 件	76 件	178 件

(注) 女性の人権ホットライン等での相談件数を含む。

2 一時保護の状況

広島県西部こども家庭センター（県婦人相談所）でのDVを理由とする一時保護件数は下表のとおりです。

区分	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
一時保護 (DV)	84 件	80 件	109 件	86 件	70 件

【資料 2】

配偶者、交際相手などに対する暴力などに関する実態等

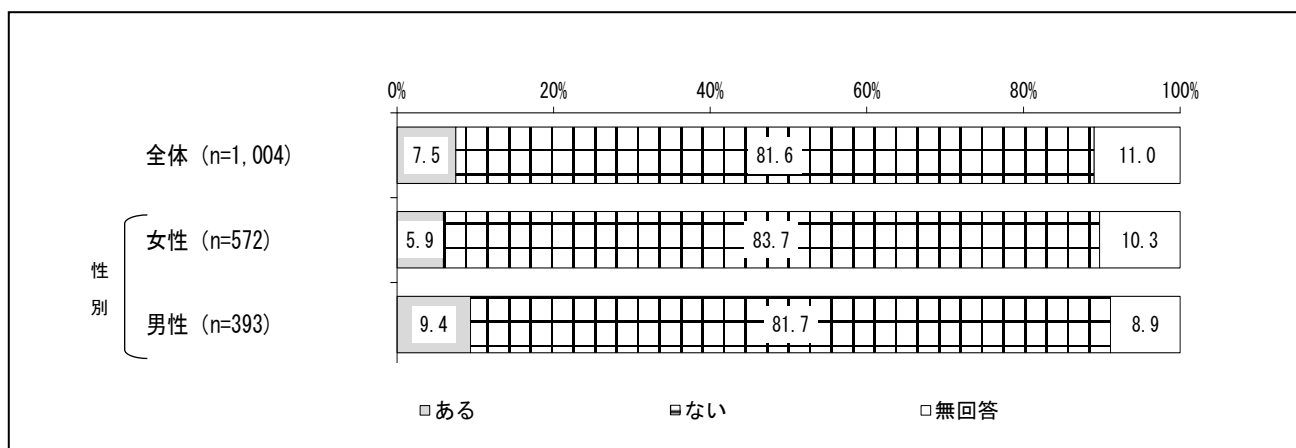
平成 26 年（2014 年）8 月～10 月に、「男女共同参画に関するアンケート調査」（市内在住の 20 歳以上の市民 3,000 人を抽出（有効回収率 33.5%：男性 393 人、女性 572 人）、11 月～12 月に「配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査」（配偶者等からの暴力被害者 78 人（有効回収率 33.3%：女性 26 人））を実施しました。

【男女共同参画に関するアンケート調査結果】（抜粋）

1 配偶者、交際相手などに関する暴力の経験

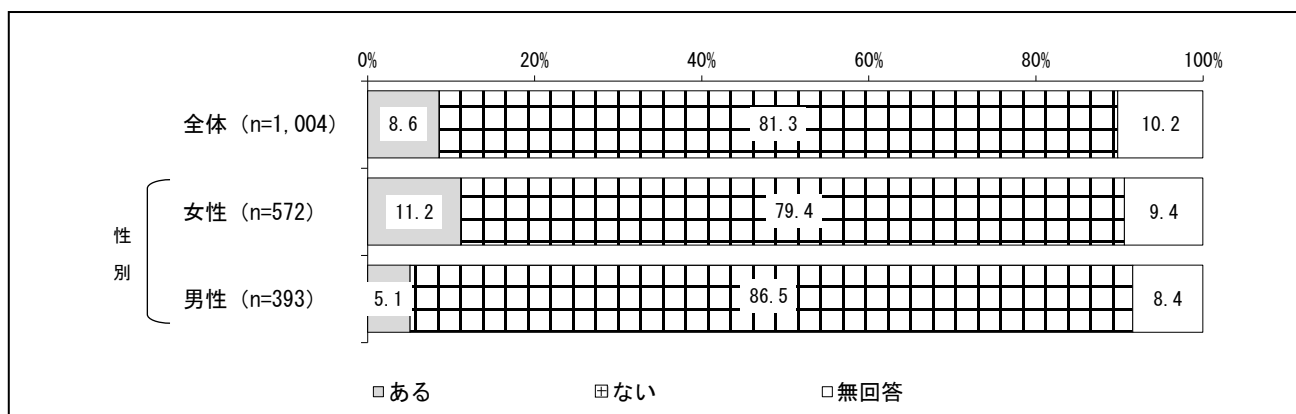
(1) 配偶者、交際相手などに関する暴力の経験の有無

「あなたはこの 5 年間で配偶者や交際相手などに対して暴力を行ったことがありますか」の問いに対して、「ある」と答えた人は 7.5%で、女性は 5.9%、男性は 9.4%となっています。



(2) 配偶者、交際相手などからの暴力の経験の有無

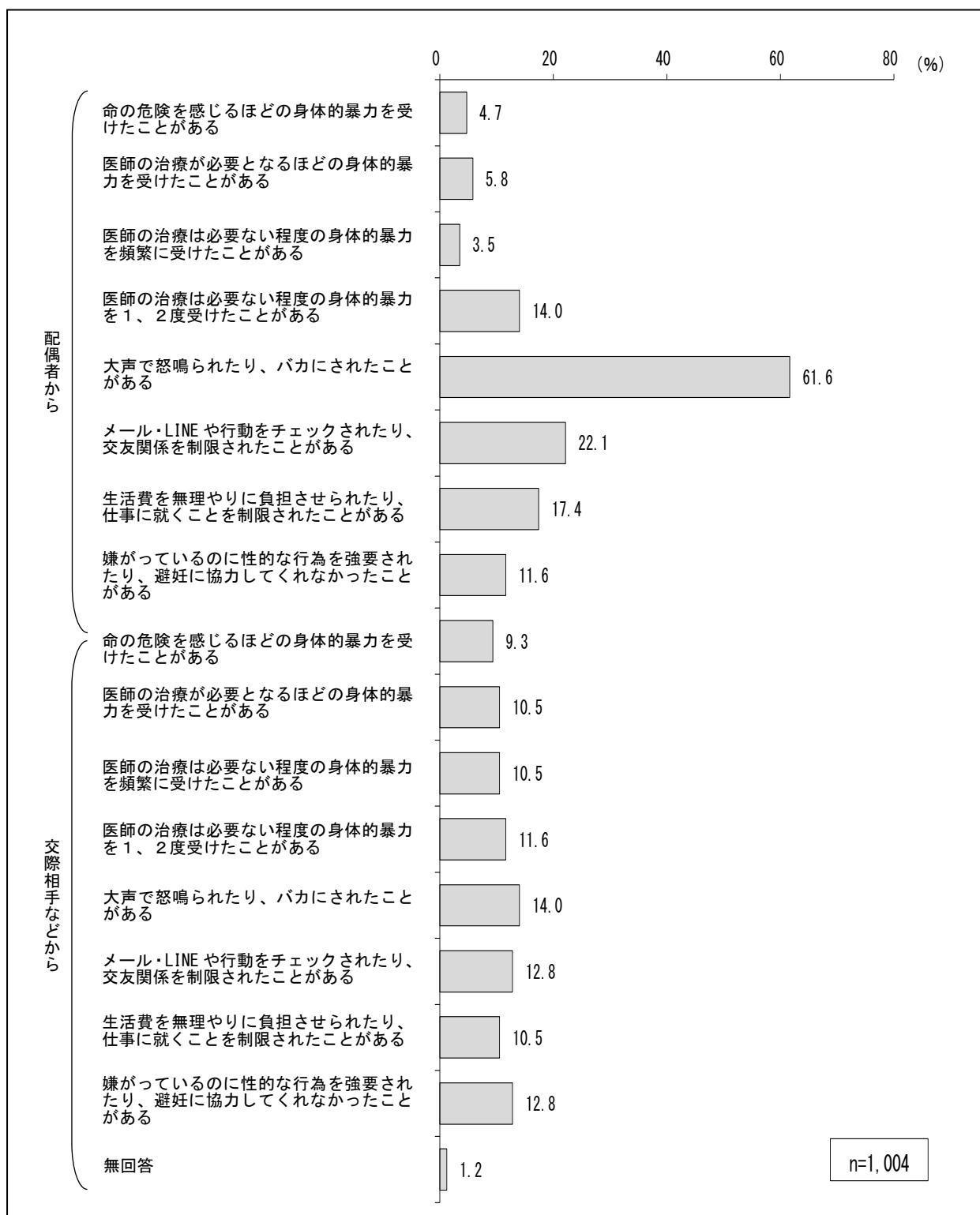
「あなたはこの 5 年間で配偶者や交際相手などからの暴力を経験したことはありますか」の問いに対して、暴力を経験したことがあると答えた人は 8.6%で、女性は 11.2%、男性は 5.1%となっています。



(3) 配偶者、交際相手などから受けた行為

配偶者から受けたことのある行為については、「大声で怒鳴られたり、バカにされたことがある」との回答が 61.6%と最も多く、次いで「メール・LINE や行動をチェックされたり、交友関係を制限されたことがある」(22.1%) となっています。

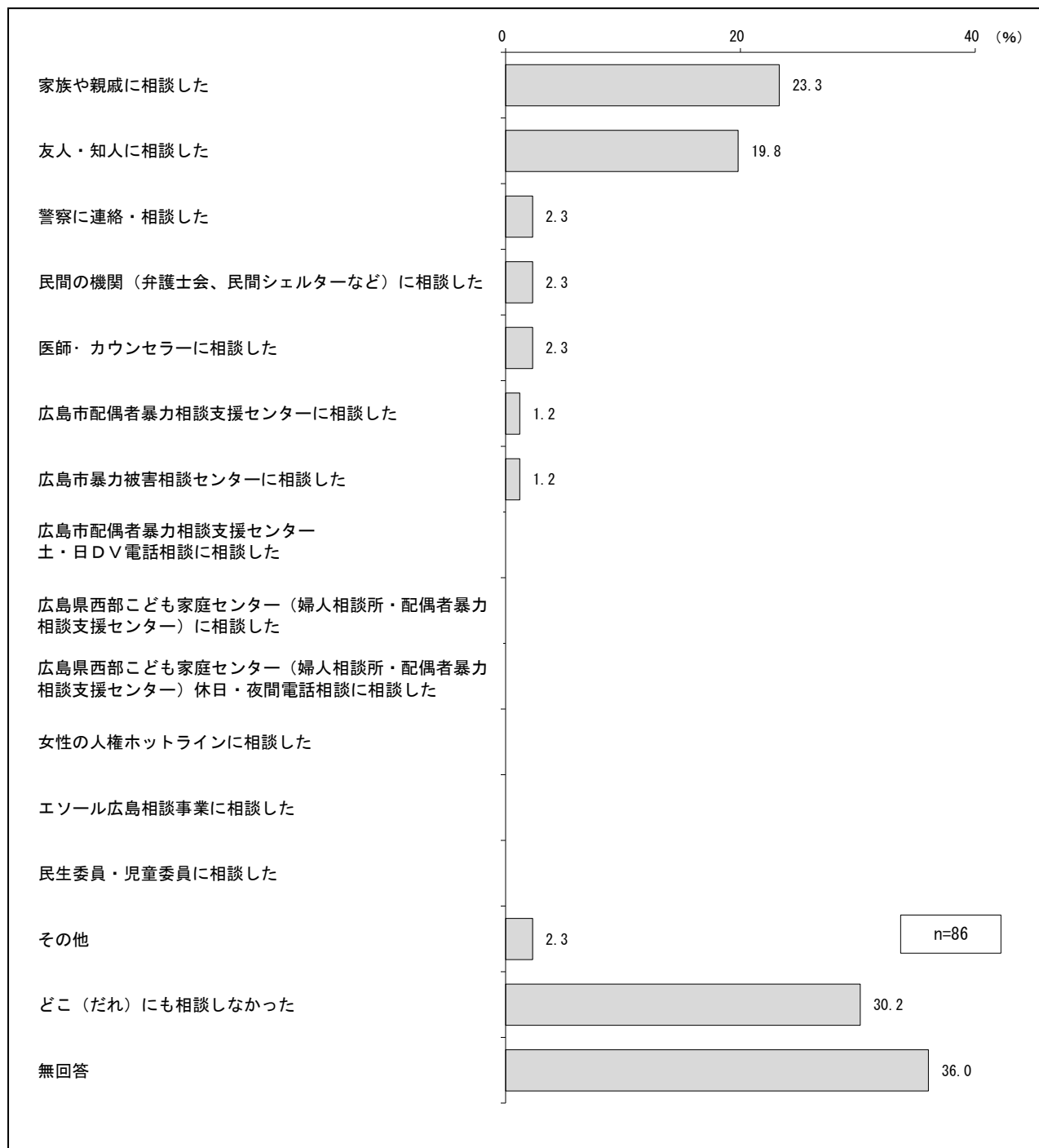
交際相手などから受けたことのある行為については、「大声で怒鳴られたり、バカにされたことがある」との回答が 14.0%と最も多く、次いで「メール・LINE や行動をチェックされたり、交友関係を制限されたことがある」(12.8%)、「嫌がっているのに性的な行為を強要されたり、避妊に協力してくれなかったことがある」(12.8%) となっています。



2 相談の状況

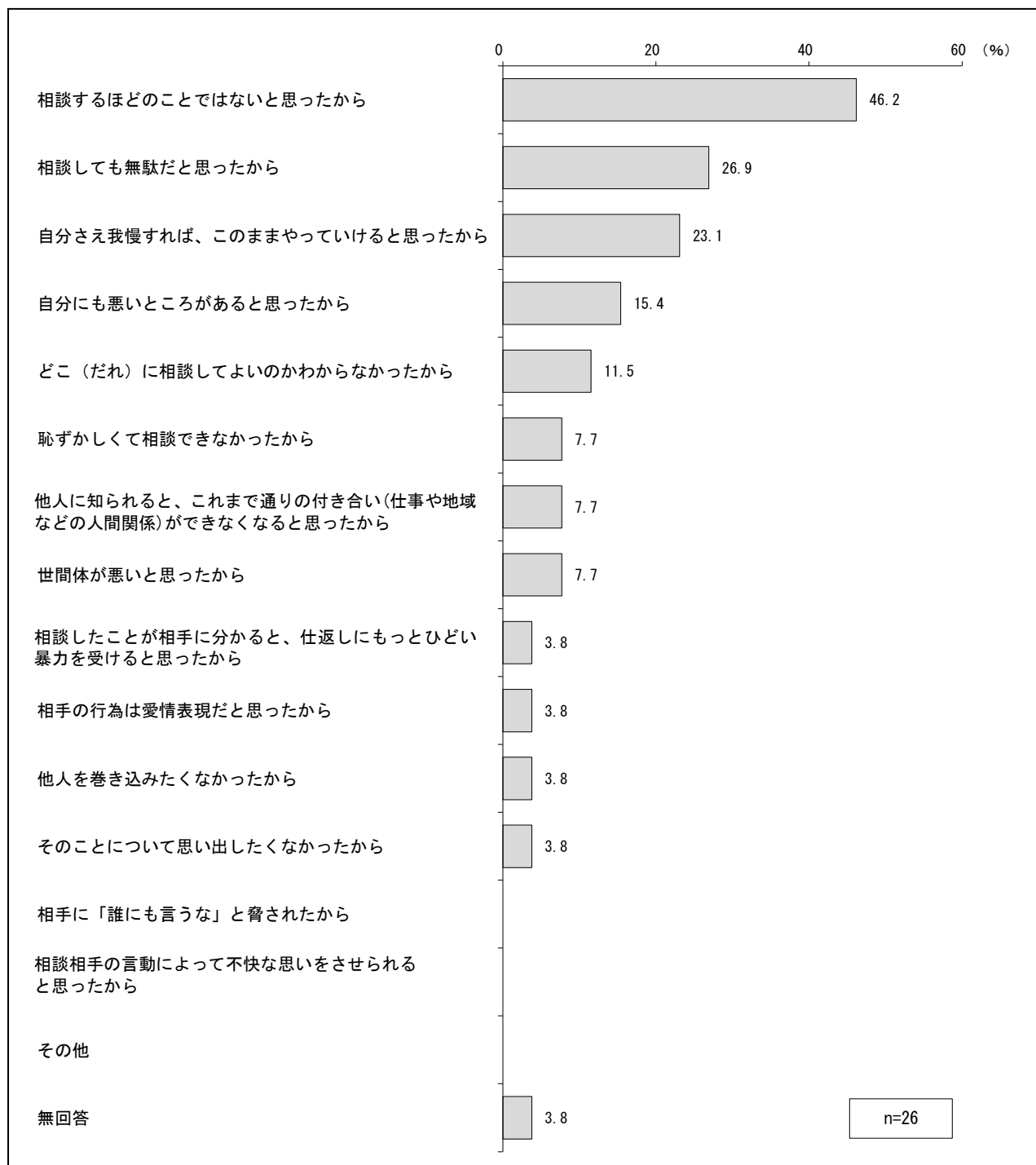
(1) 被害相談

「配偶者から受けた暴力について、誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか」の問いに対して、「どこ（だれ）にも相談しなかった」との回答が 30.2%と最も多く、次いで「家族や親戚に相談した」（23.3%）、「友人・知人に相談した」（19.8%）などの順となっています。



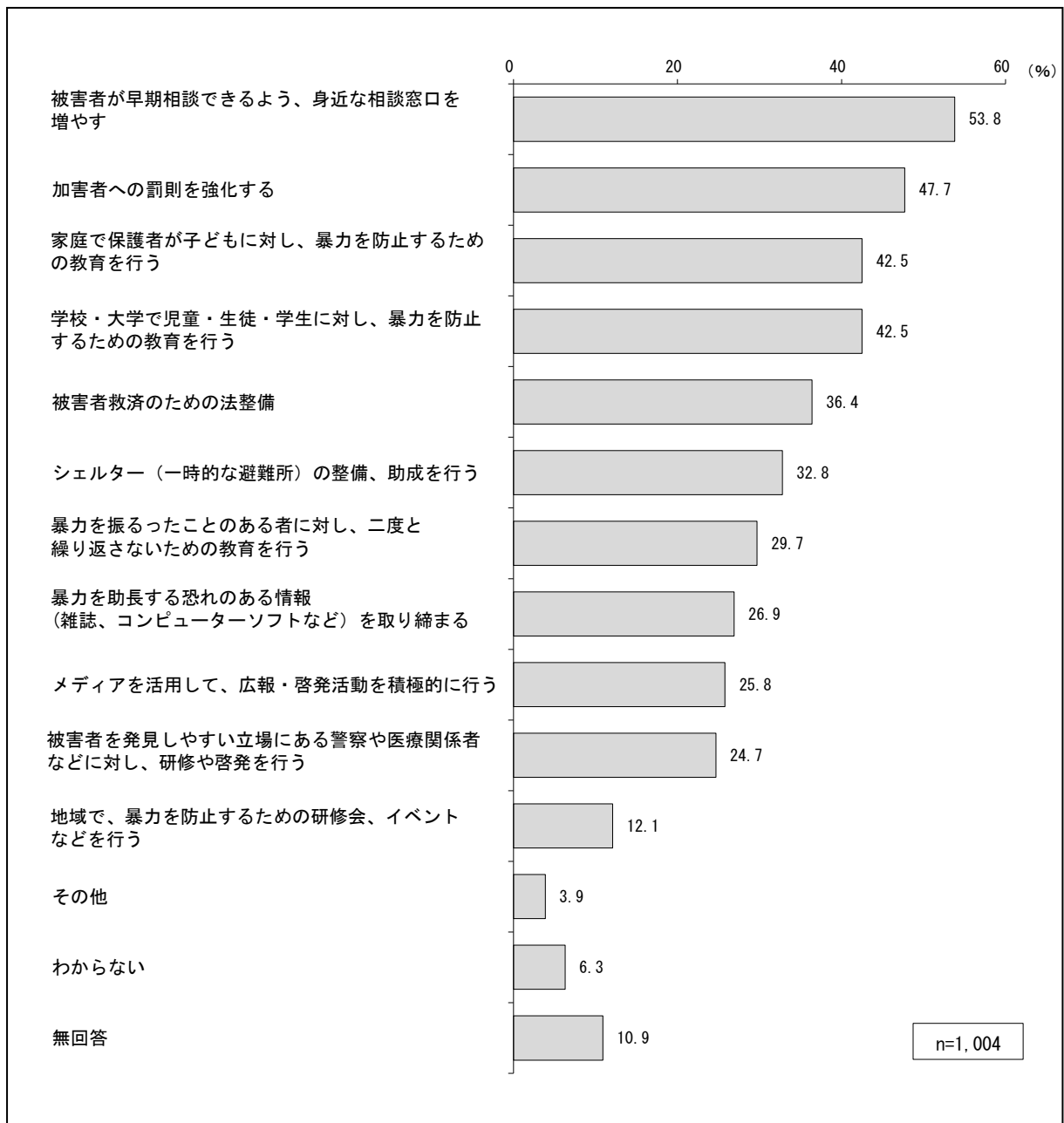
(2) 相談しなかった理由

「どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか」の問いに対して、「相談するほどのことではないと思ったから」との回答が46.2%と最も多く、次いで「相談しても無駄だと思ったから」（26.9%）、「自分さえ我慢すれば、このままやっていけると思ったから」（23.1%）、「自分にも悪いところがあると思ったから」（15.4%）などの順となっています。



(3) 配偶者等からの暴力など、女性に対する暴力の防止に必要なと思う取組

「配偶者や交際相手などから暴力、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどを防止するためには、どのようなことが必要だと思いますか」の問いに対して、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」という回答が53.8%と最も多く、次いで「加害者への罰則を強化する」(47.7%)、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するため教育を行う」(42.5%)、「学校・大学で、児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(42.5%)などの順となっています。

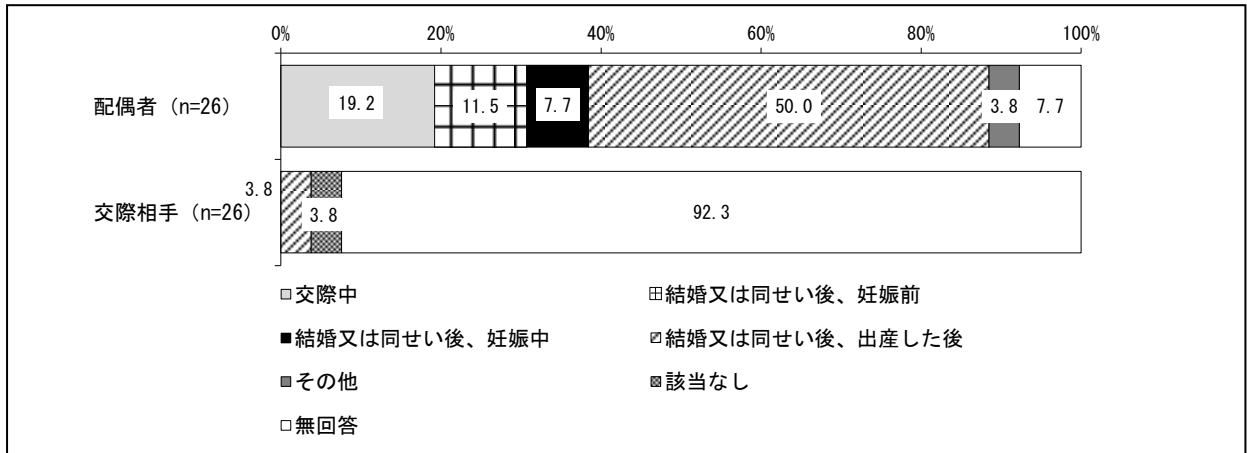


【配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査結果】（抜粋）

1 配偶者（交際相手）からの暴力の被害経験について

(1) 暴力を最初に受けた時期

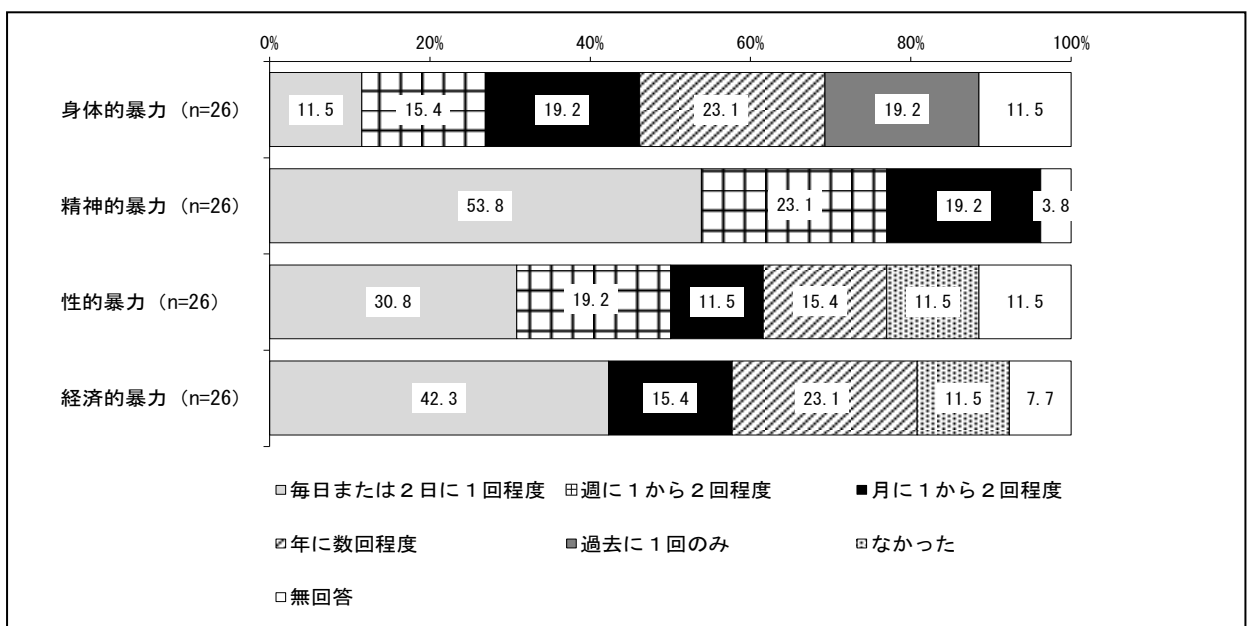
「あなたが、配偶者（交際相手）から暴力を最初に受けた時期は、いつですか。暴力をふるった相手との関係ごとにお答えください」の問いに対して、「結婚又は同せい後、出産した後」との回答が50.0%で最も多く、次いで「交際中」(19.2%)、「結婚又は同せい後、妊娠前」(11.5%)などの順となっています。



(2) 暴力の回数

「あなたが、これまでに配偶者（交際相手）から受けたことのある暴力の回数について、暴力の形態ごとにお答えください」の問いに対して、暴力の回数について、身体的暴力は、「年に数回程度」(23.1%)、「月に1から2回程度」(19.2%)、「過去に1回のみ」(19.2%)との回答がそれぞれ約2割となっています。

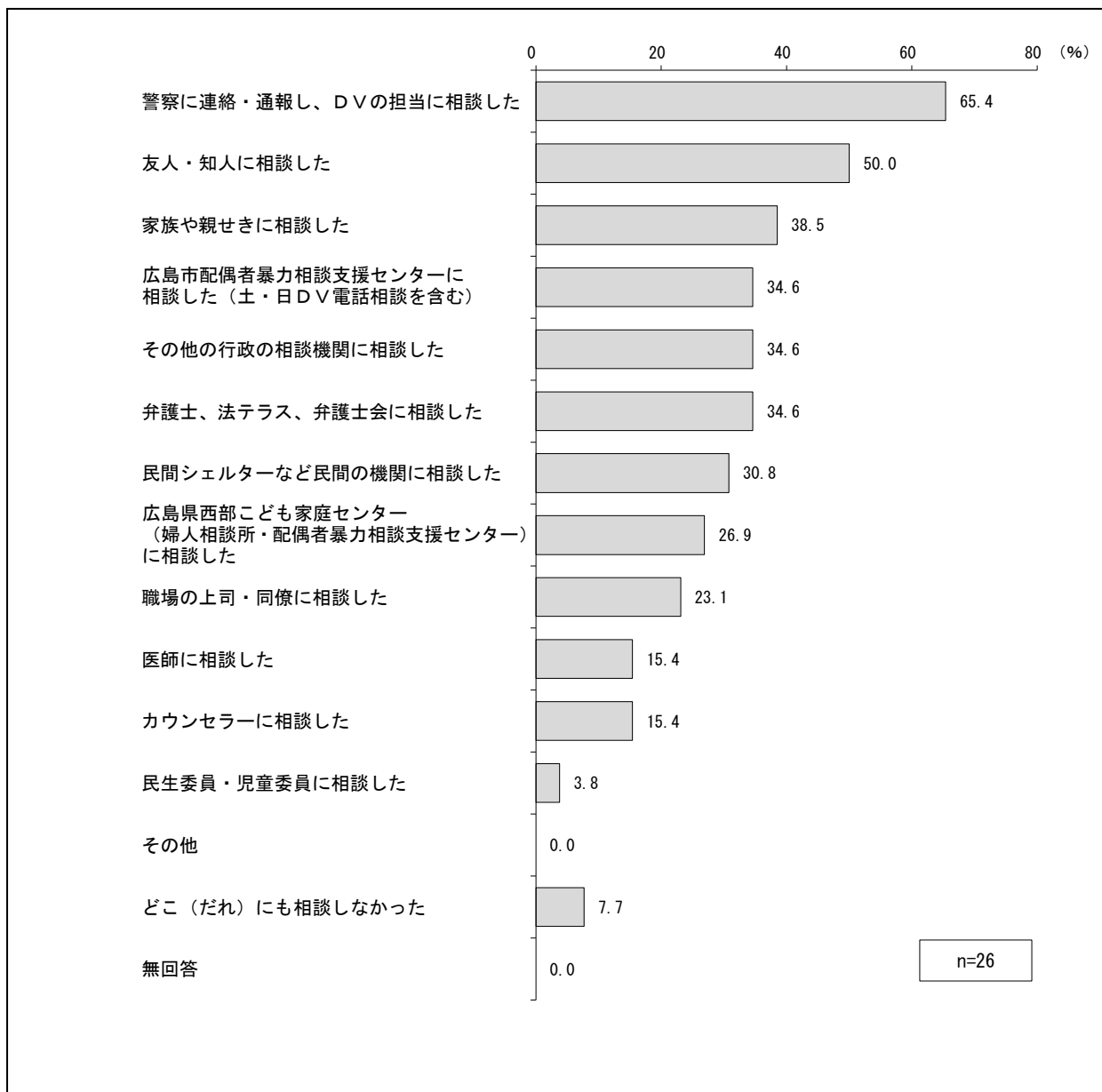
精神的暴力は、「毎日または2日に1回程度」との回答が53.8%と最も多く、5割を超えています。性的暴力は、「毎日または2日に1回程度」との回答が30.8%と最も多く、次いで「週に1から2回程度」(19.2%)、「年に数回程度」(15.4%)などの順となっています。経済的暴力は、「毎日または2日に1回程度」との回答が42.3%と最も多く、次いで「年に数回程度」(23.1%)、「月に1から2回程度」(15.4%)などの順となっています。



2 相談窓口について

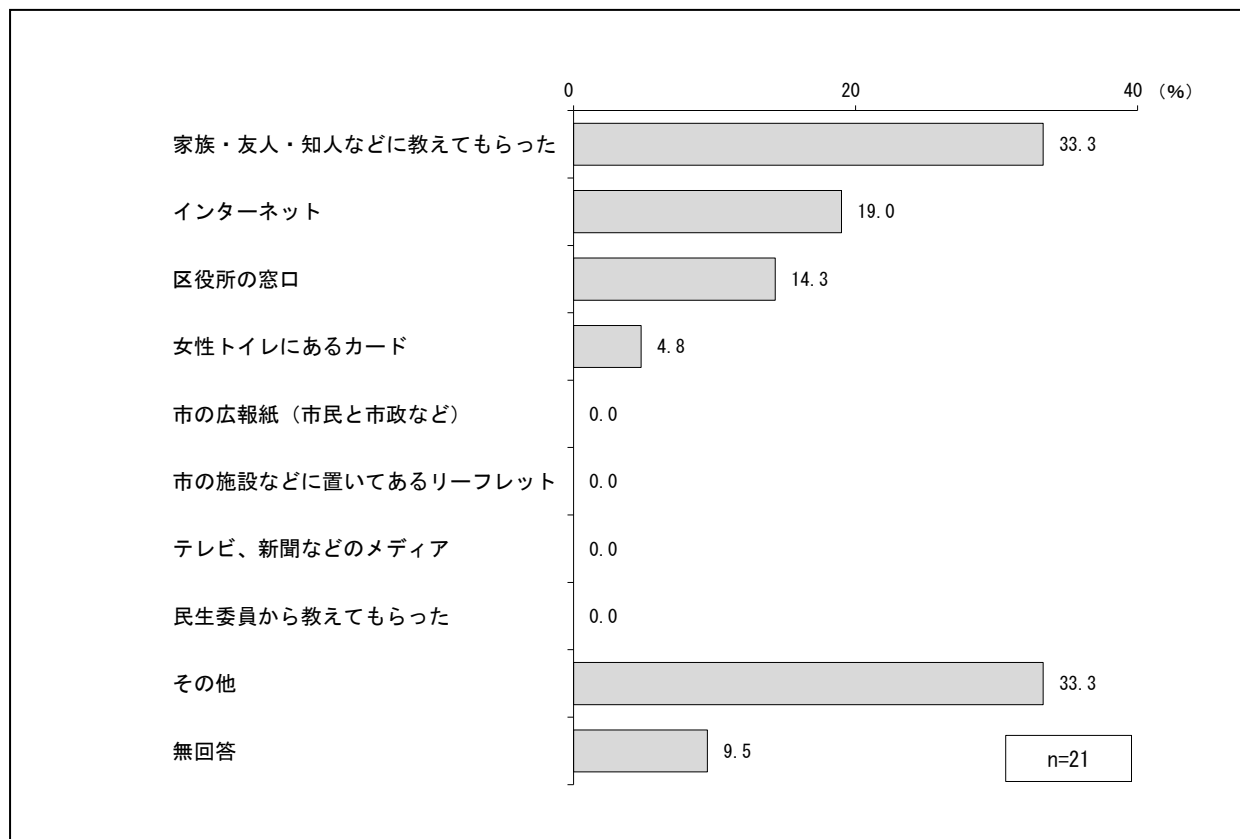
(1) 相談の有無、相談先

「あなたはこれまでに、配偶者（交際相手）から受けた暴力について、誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか」の問いに対して、「警察に連絡・通報し、DVの担当に相談した」との回答が65.4%と最も多く、次いで「友人・知人に相談した」（50.0%）、「家族や親せきに相談した」（38.5%）などの順となっています。



(2) 相談窓口の認知媒体

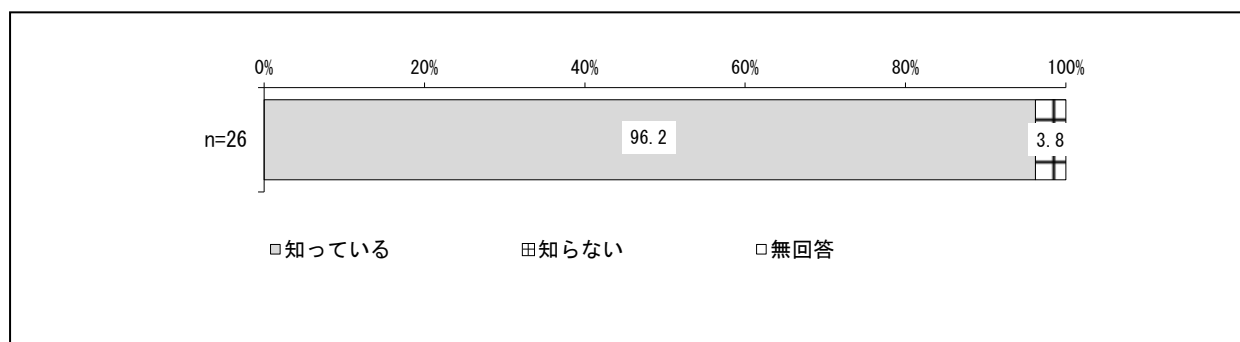
「あなたは、相談窓口を何で知りましたか」の問いに対して、広島市配偶者暴力相談支援センター、広島県西部こども家庭センター、警察での相談窓口の認知媒体について、「家族・友人・知人などに教えてもらった」との回答が 33.3%と最も多く、次いで「インターネット」(19.0%)、「区役所の窓口」(14.3%)などの順となっています。



3 一時保護について

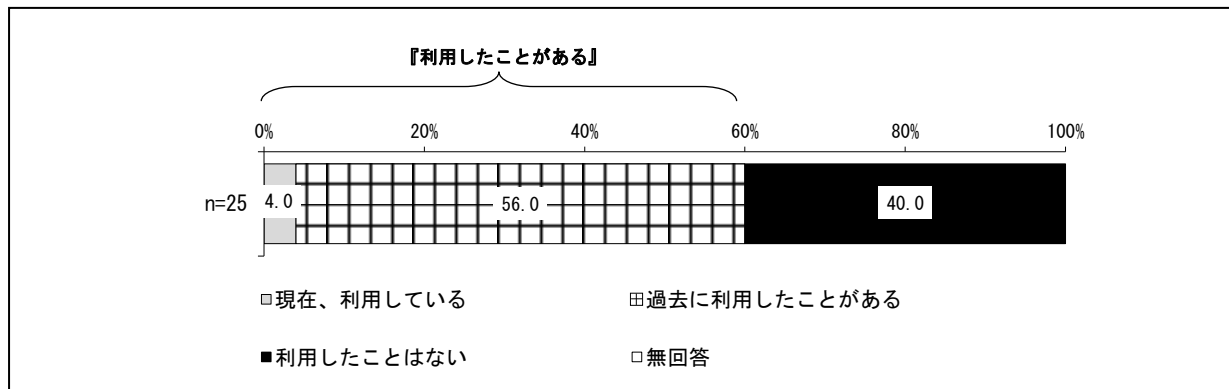
(1) 一時保護施設の認知状況

「あなたは、被害者の安全を確保するための一時保護施設を知っていますか」の問いに対して、「知っている」との回答が 96.2%、「知らない」との回答が 3.8%となっています。



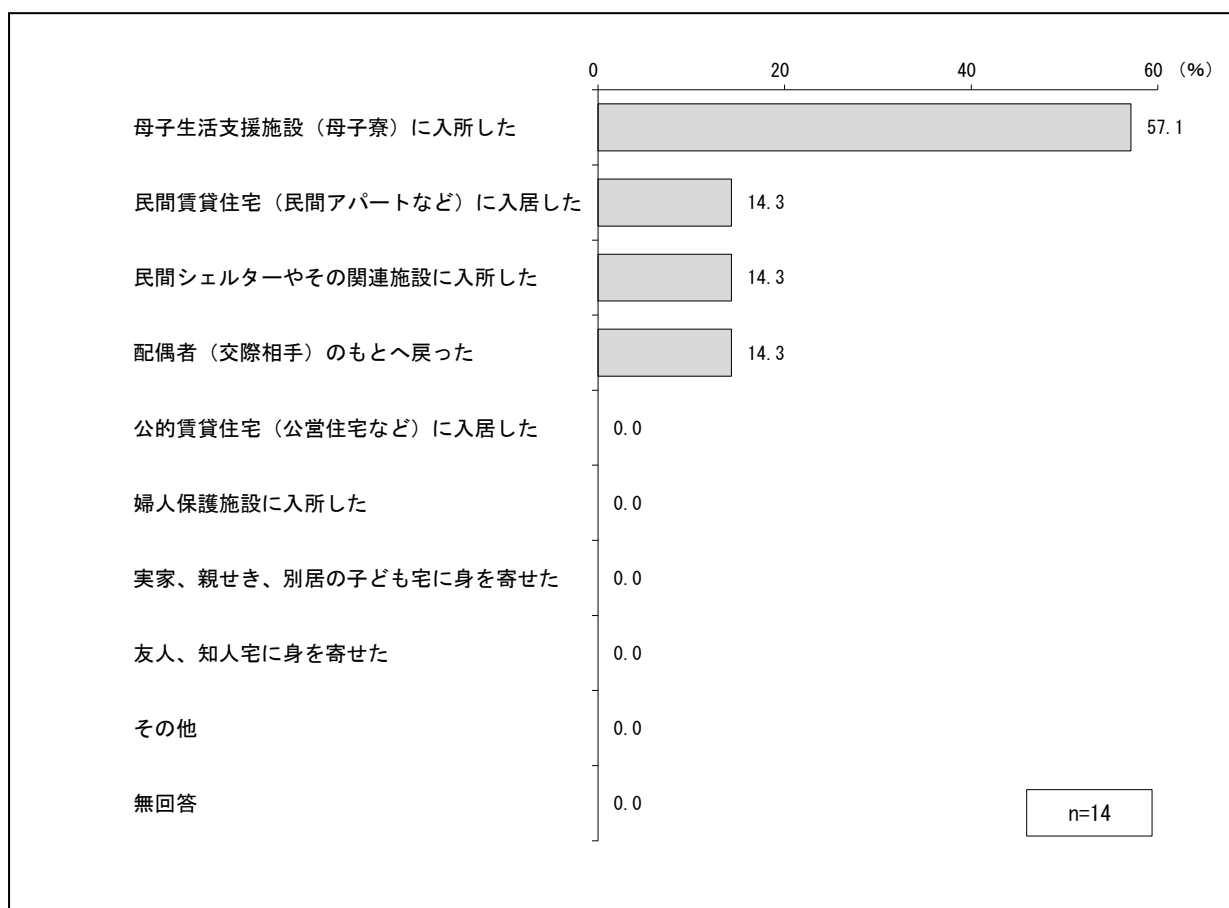
(2) 一時保護施設の利用状況

「あなたはこれまでに配偶者（交際相手）の暴力から避難するために、一時保護施設を利用したことがありますか」の問いに対して、「過去に利用したことがある」との回答が 56.0%と最も多く、次いで「利用したことはない」（40.0%）、「現在、利用している」（4.0%）の順となっています。



(3) 一時保護施設退所後の生活状況

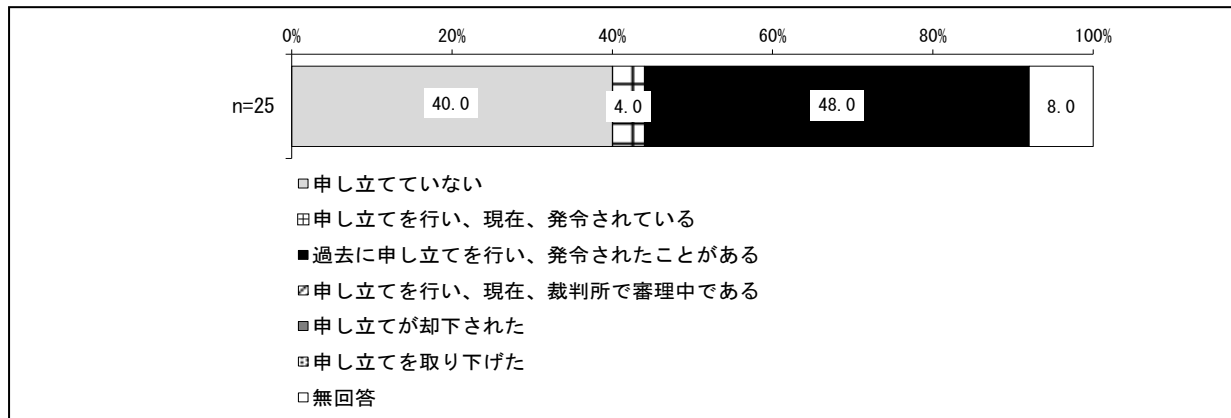
「あなたは施設を出た後、どうしましたか」の問いに対して、「母子生活支援施設（母子寮）に入所した」との回答が 57.1%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅（民間アパートなど）に入居した」（14.3%）、「民間シェルターやその関連施設に入所した」（14.3%）、「配偶者（交際相手）のもとへ戻った」（14.3%）の順となっています。



4 保護命令について

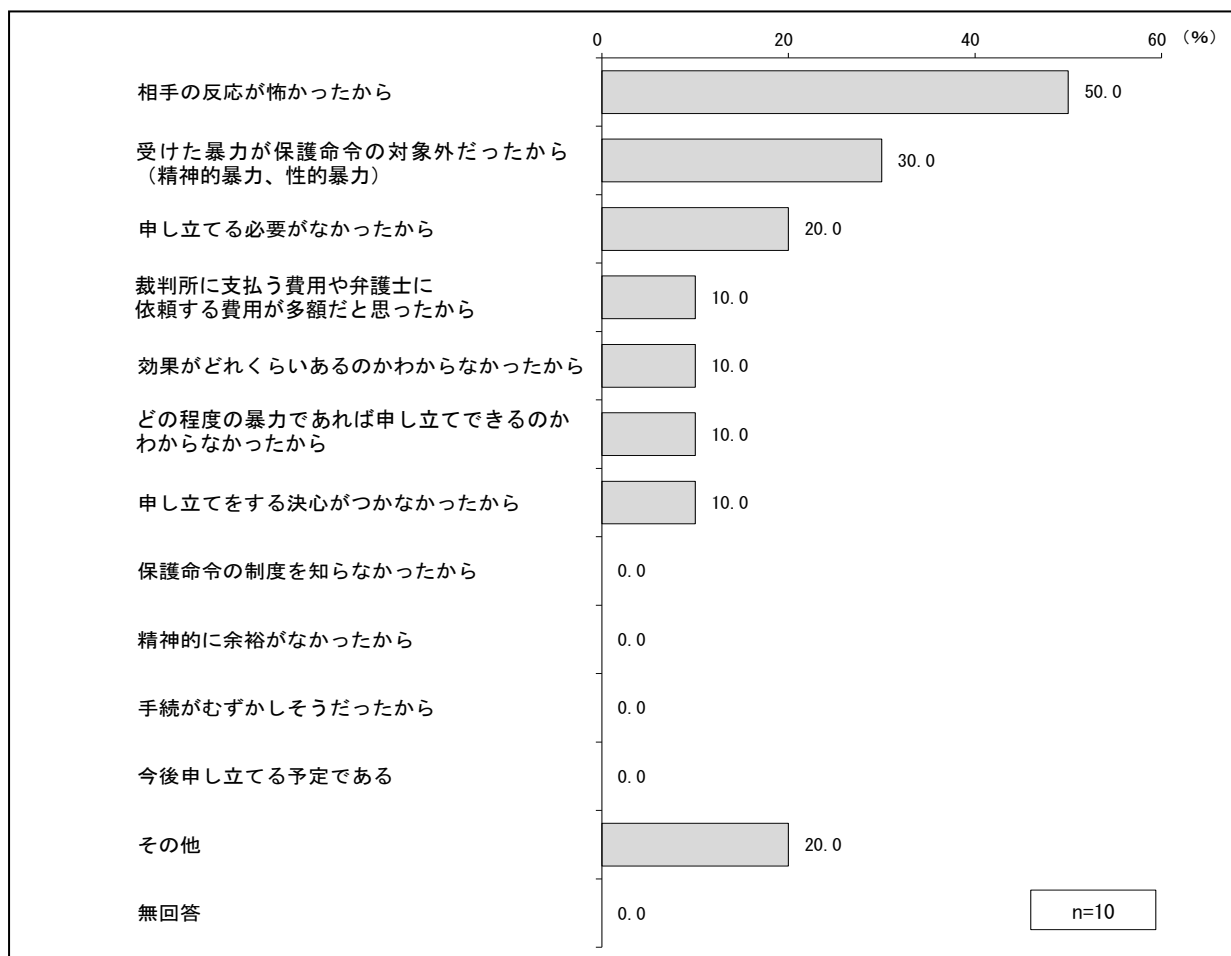
(1) 保護命令申し立ての有無

「あなたは、裁判所に対して、保護命令の申し立てをしましたか」の問いに対して、「過去に申し立てを行い、発令されたことがある」との回答が48.0%と最も多く、次いで「申し立てしていない」(40.0%)、「申し立てを行い、現在、発令されている」(4.0%)の順となっています。



(2) 保護命令を申し立てていない理由

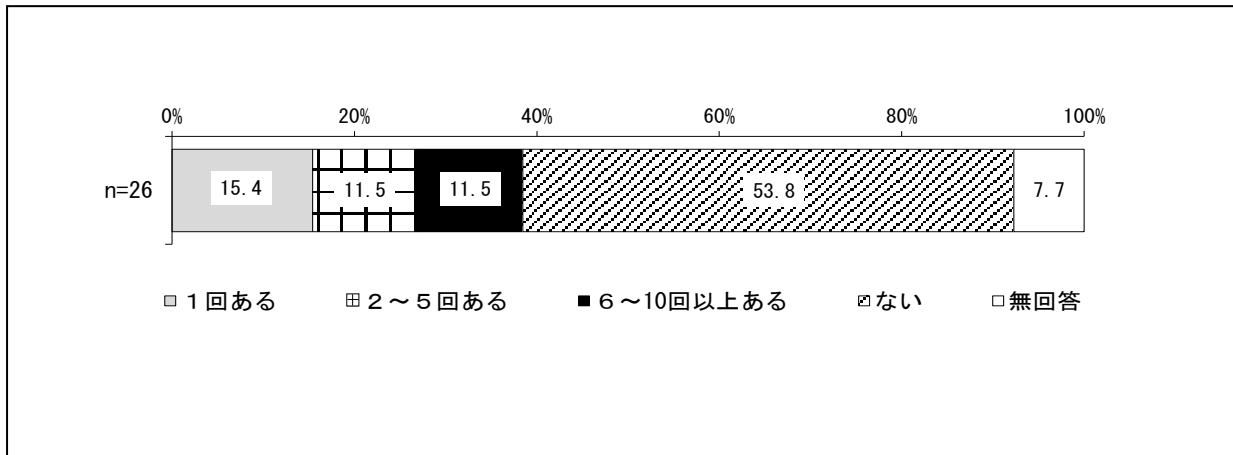
「あなたが、保護命令を申し立てていないのは、なぜですか」の問いに対して、「相手の反応が怖かったから」との回答が50.0%と最も多く、次いで「受けた暴力が保護命令の対象外だったから(精神的暴力、性的暴力)」(30.0%)、「申し立てる必要がなかったから」(20.0%)などの順となっています。



5 現在の状況について

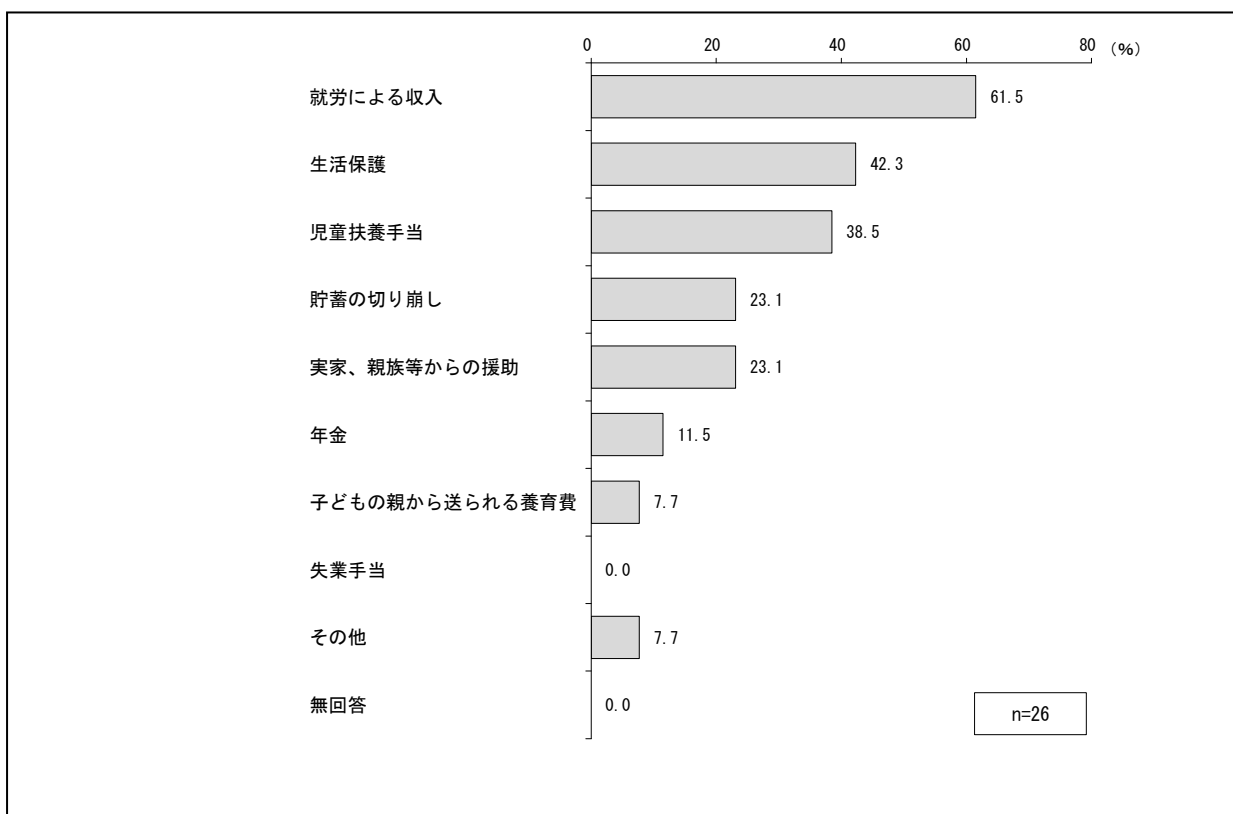
(1) 配偶者（交際相手）から追跡された経験の有無

「配偶者（交際相手）から追跡された経験がありますか」の問いに対して、「ない」との回答が53.8%と最も多く、次いで「1回ある」（15.4%）、「2～5回ある」（11.5%）、「6～10回以上ある」（11.5%）の順となっています。



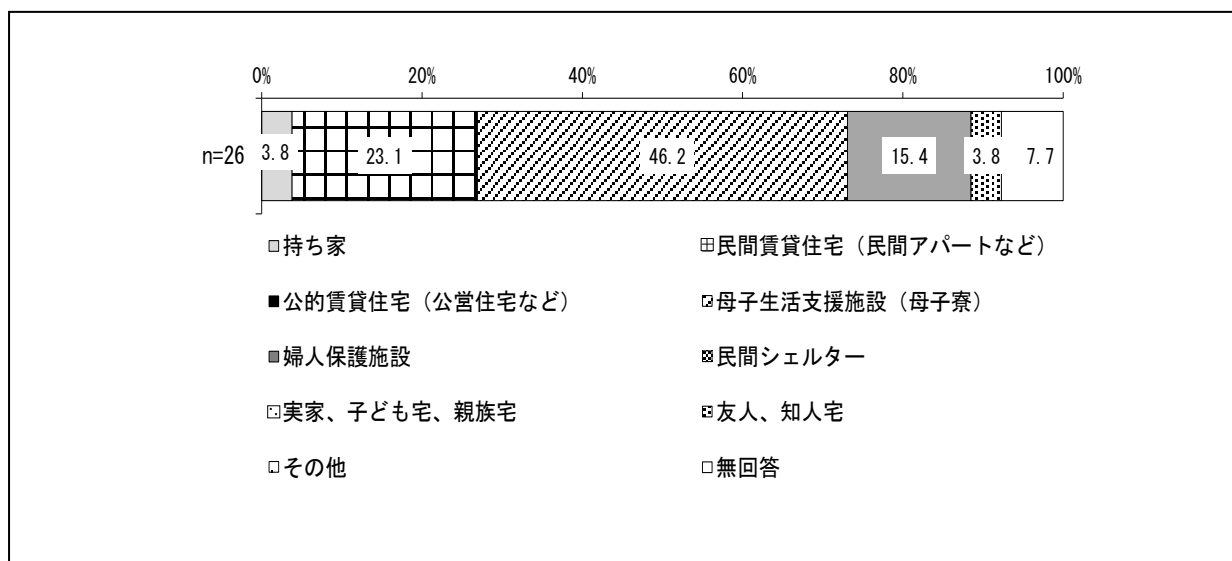
(2) 生活費の状況

「あなたは、現在、生活費はどのようにまかなっていますか」の問いに対して、「就労による収入」との回答が61.5%と最も多く、次いで「生活保護」（42.3%）、「児童扶養手当」（38.5%）などの順となっています。



(3) 現在の住まい

「あなたの現在のお住まいについておたずねします」の問いに対して、「母子生活支援施設（母子寮）」との回答が46.2%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅（民間アパートなど）」（23.1%）、「実家、子ども宅、親族宅」（15.4%）などの順となっています。



(4) 支援の利用

「これまでに、あなたが利用した支援には何がありますか」の問いに対して、「公的施設（母子生活支援施設など）への入所」、「ハローワーク等での職業紹介や相談」、「生活保護の受給」、「児童扶養手当の受給」、「子どもの学校や保育所に関する支援」、「配偶者暴力相談支援センター、女性相談員等による情報提供や助言」では「利用した」との回答が約5割と多くなっています。

また、「民間賃貸住宅の契約時の身元保証」、「就職する際の身元保証」、「当座の生活資金（引越にかかる費用など）の貸付」、「相手が子どもと面会する際の立会い」では「利用する必要はなかった」との回答が約5割と多くなっています。

そして、「自助グループ、サポートグループなどでの精神的な支援や情報交換」では「制度があれば、あるいは制度を知っていれば利用したかった」との回答が3割を超えています。

n=26

住宅確保に関する支援

公的施設（母子生活支援施設など）への入所



民間賃貸住宅（民間アパートなど）の紹介



公的賃貸住宅（公営住宅など）の紹介



民間賃貸住宅の契約時の身元保証

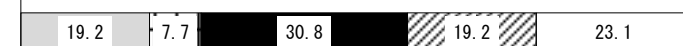


就労に関する支援

ハローワーク等での職業紹介や相談



パソコン操作等の職業訓練



母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービス（就業相談や講習会など）



就職する際の身元保証

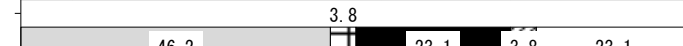


経済的な支援

当座の生活資金（引越にかかる費用など）の貸付



生活保護の受給



児童扶養手当の受給



手続きに関する支援

国民健康保険等への新たな加入

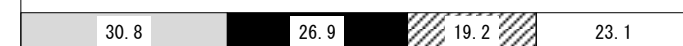


住民基本台帳の閲覧等の制限

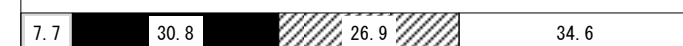


健康に関する支援

心理カウンセラー等によるカウンセリング



診療代やカウンセリング費用の補助、立替え



子どもに関する支援

子どもの学校や保育所に関する支援



児童相談所等での子どもへのカウンセリング



裁判・調停に関する支援

裁判費用や弁護士費用等の補助、立替え

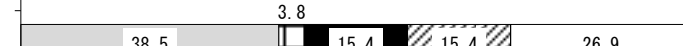


保護命令申立書等の作成支援



相手との対応に関する支援

警察による防犯指導等



相手が子どもと面会する際の立会い



相手の家に荷物を取りに行く際の同行



その他の支援

自助グループ、サポートグループなどでの精神的な支援や情報交換



配偶者暴力相談支援センター、女性相談員等による情報提供や助言



□利用した

田利用を申し込んだが、実現しなかった

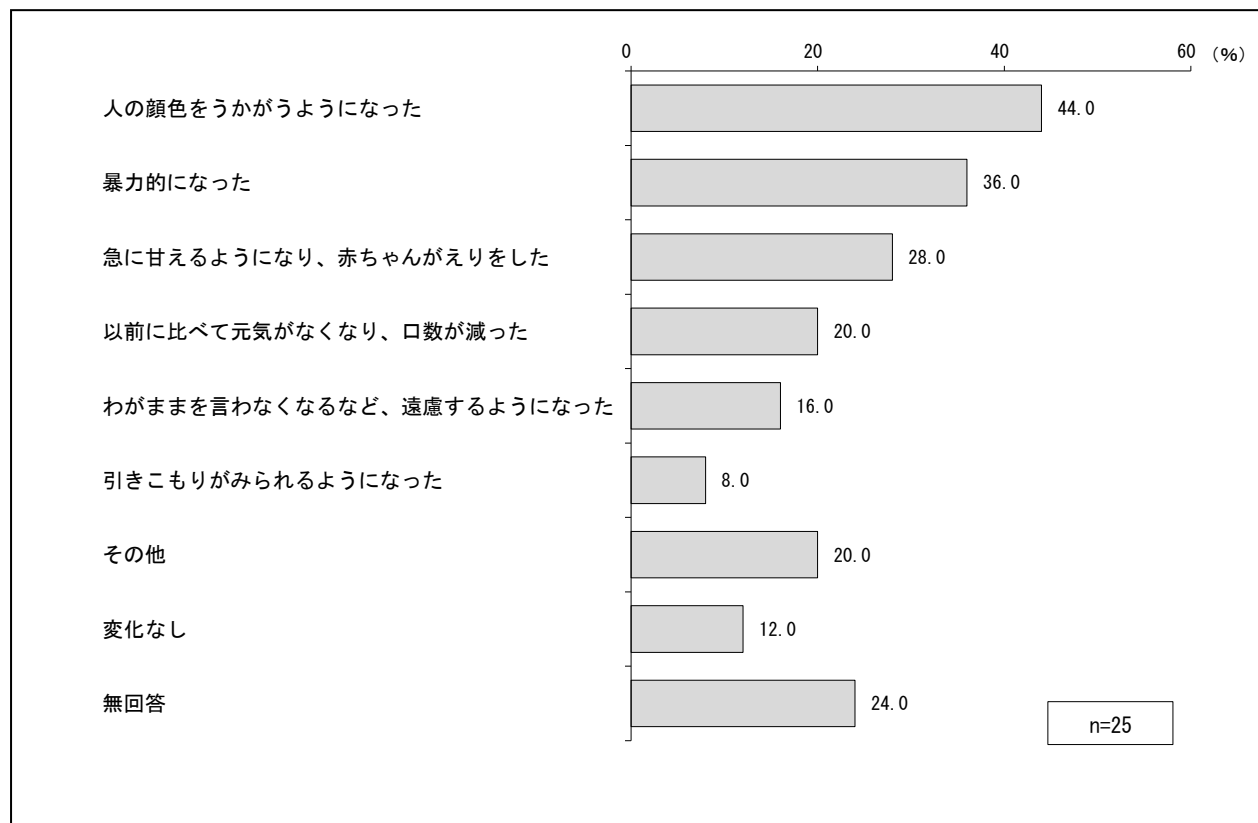
■利用する必要はなかった

□制度があれば、あるいは制度を知っていれば利用したかった

□無回答

6 子どもについて

「配偶者（交際相手）からあなたへの暴力があった場合、お子さんの状況について、どのような影響がみられましたか」の問いに対して、「人の顔をうかがうようになった」との回答が44.0%と最も多く、次いで「暴力的になった」（36.0%）、「急に甘えるようになり、赤ちゃんがえりをした」（28.0%）などの順となっています。



【資料 3】 広島市男女共同参画審議会の審議状況等

(写)

広 権 共 第 8 号

平成 26 年 6 月 10 日

広島市男女共同参画審議会 様

広島市長 松 井 一 實

第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について（諮問）

広島市男女共同参画推進条例（平成 13 年広島市条例第 55 号）第 8 条第 3 項及び第 5 項の規定に基づき、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について、貴審議会の意見を求めます。

趣 旨

広島市は、広島市男女共同参画推進条例に基づき、「第 2 次広島市男女共同参画基本計画」（平成 23 年度（2011 年度）～平成 32 年度（2020 年度））を策定し、男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

この計画の平成 26 年度（2014 年度）までの施策の進捗状況や社会状況の変化を踏まえ、今後の施策を進めていく際の基本的な考え方についてお示しください。

広島市男女共同参画審議会の審議状況等

年度	開催日等	議 事 等
26	6 月 10 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の変更について（諮問） ・ 男女共同参画審議会の進め方について ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査の実施について
	8 月 29 日 ～10 月 14 日	＜広島市男女共同参画に関するアンケート調査の実施＞
	9 月 2 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次男女共同参画基本計画の平成 25 年度の進捗状況について ・ 広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査について
	11 月 28 日 ～12 月 26 日	＜広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査の実施＞
	3 月 20 日	○第 3 回男女共同参画審議会 ・ 広島市男女共同参画に関するアンケート調査の結果報告 ・ 配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査の結果報告 ・ 平成 27 年度広島市男女共同参画審議会のスケジュールについて ・ 部会の設置、部会委員の選任について ・ 平成 27 年度当初予算の概要（男女共同参画施策関係）について
27	5 月 29 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討
	6 月 29 日	●第 1 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV 防止計画グループ） ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画における現状と課題、施策の方向性についての検討
	7 月 29 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画における施策の目標（指標）等についての検討
	10 月 27 日	●第 3 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（基本計画グループ） ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画の（見直し案）等についての検討
	11 月 5 日	●第 2 回男女共同参画審議会基本計画検討部会（DV 防止計画グループ） ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（見直し案）等についての検討
	11 月 24 日	○第 1 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画（見直し案）についての検討 ・ 広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画（見直し案）についての検討 ・ 第 2 次男女共同参画基本計画の平成 26 年度の進捗状況について

年度	開催日等	議 事 等
27	1 月 21 日	＜広島市議会の総務委員会に、第 2 次広島市男女共同参画基本計画の中間見直し（素案）及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直し（素案）を説明＞
	1 月 25 日 ～2 月 15 日	＜第 2 次広島市男女共同参画基本計画の中間見直し（素案）及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直し（素案）に関する市民意見募集＞
	3 月 7 日	○第 2 回男女共同参画審議会 ・ 第 2 次広島市男女共同参画基本計画及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の中間見直しに関する答申（案）について
	3 月 17 日	【市長に答申】
	3 月 22 日	＜平成 27 年度第 1 回広島市男女共同参画推進本部会議において、第 2 次広島市男女共同参画基本計画及び広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の変更を承認＞

※ ○は審議会（全体会議）、●は検討部会

広島市男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略・50音順)
平成28年(2016年)3月現在

	氏名	役職等	性別	基本計画 グループ	DV防止計画 グループ
1	井手口 ヤヨイ	広島市男女共同参画推進員	女		●
2	伊藤 唯道	広島市保育連盟会長	男	●	
3	大原 裕二	連合広島広島地域協議会事務局長	男	●	
4	北 佳弘	パパフレンド協会代表理事	男	●	
5	貴田 月美	広島市女性団体連絡会議会長	女		●
6	北仲 千里	広島大学ハラスメント相談室准教授	女		●
7	小出来 敬三	広島県警察本部生活安全部生活安全総務課課長補佐	男		●
8	牛来 千鶴	株式会社ソアラサービス代表取締役社長	女	●	
9	佐田尾 信作	中国新聞社論説主幹	男		●
10	◎ 篠原 収	広島女学院大学国際教養学部教授	男	●	●
11	高倉 悦子	広島労働局雇用均等室長	女	●	
12	永岡 敏子	管理薬剤師	女	●	
13	中谷 久恵	広島大学大学院医歯薬保健学研究院教授	女	●	
14	中野 博之	広島県経営者協会専務理事	男	●	
15	中村 隆行	特定非営利活動法人ひろしまNPOセンター センター長・専務理事	男	●	
16	○ 平谷 優子	弁護士	女	●	●
17	山手 園子	特定社会保険労務士	女	●	

※ ◎は会長、○は副会長

(12名)

(7名)

【資料 4】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日法律第三十一号

最終改正：平成二十六年四月二十三日法律第二十八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以

下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠として
いる住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会す

ることを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法 の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 （平成二五年七月三日法律第七二号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成二六年四月二三日法律第二八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

【資料 5】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための 施策に関する基本的な方針（概要）

平成 25 年 12 月 26 日
内閣府、国家公安委員会
法務省、厚生労働省告示第 1 号
※平成 26 年 10 月 1 日一部改正

第 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

1 基本的な考え方

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。

2 我が国の現状

平成13年4月、法が制定され、基本方針の策定等を内容とする平成16年5月、平成19年7月の法改正を経て、平成25年6月に生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についても配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とする法改正が行われ、平成26年1月3日に施行された。

3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画

(1) 基本方針

基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。基本方針の内容についても、法と同様、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者について準用することとする。

(2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画

基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

1 配偶者暴力相談支援センター

都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。

2 婦人相談員

婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。

3 配偶者からの暴力の発見者による通報等

(1) 通報

都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。

(2) 通報等への対応

支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認めた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

被害者からの相談において意思決定を支援するなど、被害者の立場に立った適切な対応を行うとともに、相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

(4) 民間団体との連携

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間団体では、相談業務、同行支援、自立支援など大きな役割を担っている。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや、専門家や民間団体等と連携し、適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療

を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子・父子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、被害者が相談・申請を行う場所や、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

婦人相談所等が発行する証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること、緊急に保護命令を発令しなければ被害者の保護ができない場合において、暴力等の事実など保護命令の発令要件の証明が可能なときは、裁判所に対し、審尋等の期日を経ずに発令するようにその事情を申し出ることができること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成さ

れる実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が必要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。